

研 究 紀 要

16

2026. 3

目 次

■寄稿 南相馬の紙芝居	二本松文雄 ……	1
■南相馬市博物館の食文化 —「食文化ミュージアム」と「100年フード」の事例—	川崎 悠 ……	14
■相双地方の手漉き和紙業を考えるために	佐藤 義典 ……	25
■中村藩の知行宛行状に関する一考察	森 晃洋 ……	38

南相馬の紙芝居

南相馬市博物館元学芸員 二本松 文雄

はじめに

筆者が南相馬市博物館の学芸員であった平成27年（2015）、南相馬市原町区の方から手作りの紙芝居寄贈の申し出を受けた。制作者はすでに亡くなっていたが、ご家族から情報を聞くことができた。それによれば、昭和20年代に紙芝居師をしていた佐藤誠一が手書きの紙芝居作品を保管していたが、経年劣化と汚損により多くは廃棄し、断片的に残っていたものとのことであった。

寄贈を受けてから10年が経過してしまっていたが、今回は南相馬市（旧原町市）周辺で演じられていた街頭紙芝居、その制作会社と関係者、同時期に教職員が制作した紙芝居などを紹介したい。

1. 紙芝居の歴史

紙芝居は明治時代の「紙人形芝居」が起源とされる。昭和5年（1930）、物語に合わせて絵を抜き場面を変えるようになる「紙芝居」が東京下町に誕生したといわれている。この年、紙芝居制作会社が作家や画家を雇って紙芝居を制作し、「貸元^{かしもと}」として個人の紙芝居師（紙芝居屋）に有料で貸し出し、街頭で営業させるという制度が始まったという。全国に紙芝居師が増加したのは、昭和初期の世界恐慌の影響による不況や、戦後の職のない時代、子ども相手に駄菓子を売り、その見返りに紙芝居を見せるという、元手も要らず街頭で手軽に始められたためといわれている。

当時の日本は、世界大恐慌の影響で日本にもたくさんの失業者がいて、そうした人たちが舞台と手書きの紙芝居、駄菓子を自転車に積んで街頭に立ち、飴などを売ることで日銭を稼いでいた。しかし、昭和6年（1931）の満州事変に始まるアジア・太平洋戦争の時代になると、政策の宣伝と戦意高揚を目的とした「国策紙芝居」が大量に印刷・出版され、なかには紙芝居とレコードをセットにしたものもあって、全国で演じられるようになった。紙芝居が戦争賛美に利用された、紙芝居作家にとって冬の時代であった。

昭和10年（1935）、東京には約2千人の街頭紙芝居師^{*1・2}がいた。紙芝居師は、子どもたちがみんな楽しんでくれる娯楽を運んでくれるエンターティナー的存在であった。一方、教育者による教育紙芝居、キリスト教紙芝居、幼稚園紙芝居も生み出されていった。昭和20年（1945）に日本が太平洋戦争で敗戦すると、街頭紙芝居が復活した。戦時中の暗く抑圧された世の中から解放され、日本中の子どもたちは紙芝居を大きな楽しみとしていた。昭和25年（1950）頃には、街頭紙芝居師は全国で約5万人もいたといわれている。彼らの多くは戦争による失業者であった。

昭和28年（1953）、テレビ放送が開始されて普及しはじめると街頭紙芝居は激減し、東京周辺に22あった紙芝居制作所は昭和35年（1960）にはすべて廃業^{*3}した。一方、幼児教育・学校教育の場では、紙芝居は教材・教具として位置づけられ、「教育紙芝居」は急速に普及した。昭和40年（1965）頃から同50年（1975）頃は絵本・児童文学の隆盛期で、それらの作家・画家により多くの名作紙芝居が生まれた。紙芝居は娯楽の面でも、教育の面でも昭和の子ども文化の一つであった。

しかし、昭和42年（1967）、当時の文部省の「教材整備10か年計画」により紙芝居が「小学校教材基準」から外され、小学校から紙芝居がなくなっていった。それに代わって16ミリ映画を使った教育映画が多く制作され、のちにはビデオ映画がこれに代わり、新たなメディアを利用した視

聴覚教材が生まれていった。その後もDVDなど新たなメディアやパソコンの普及で、小学校教材としての紙芝居は激減した。

平成時代以降（1989～）、紙芝居は海外でも出版されるようになり、幼児教育の一つとして世界に普及している。現在、紙芝居は保育園・幼稚園だけでなく、図書館・高齢者施設・病院などでも幅広く演じられている。

2. 南相馬の街頭紙芝居

残念ながら現在の南相馬市で活動していた紙芝居師はすでに存命しておらず、本人から話を聞くことはできないが、彼らのご家族や近所にお住まいだった方からの聞きとりからすると、現在の南相馬市の街頭紙芝居の概要は次のとおりである。

(1) 児童芸能社東北支社

現在の南相馬市原町区大町二丁目に通称「銀座通り」と呼ばれた路地がある（写真1）。終戦後、靴屋・帽子屋などの専門店が多かった商店街で、間口の狭い各店の正面の壁をアーチ形に統一して軒を並べ、銀座通りと称していた。路地裏には稲荷の祠があって商売繁盛・家内安全などの神として信仰され（写真2）、初午の日には商店街の人たちが祭りを盛り上げて、参拝客や買い物客で賑わった。

その稲荷神社の前、通りの北側に児童芸能社東北支社という街頭紙芝居の会社があった。児童芸能社（経営者：原 甲）は東京都豊島区にあった街頭紙芝居の制作所である。昭和28年（1953）頃は東京圏に22の制作所があり、それぞれのルートで全国に配給されていった。その支社の前で紙芝居師たちとその家族が並んだ記念写真がある（写真3）。路地に面した木造2階建ての建物があり、日陰になって見にくいですが、軒先には「児童芸能社東北支社」の看板が確認できる（図1）。その前にサクラの花型をした大きな名札を持つ10人の男性が紙芝居師で、名札から確認できる苗字は、前列向かって左から「伊佐美」「白鳥（紙芝居の表紙では白嶋）」「鴨志田」「佐藤」。後列向かって左から「中里」「津田」「(不明)」「市川」「村上」。3列目「(不明)」である。前列の「佐藤」が佐藤誠一で、彼の前に立っている子どもが、南相馬市博物館に紙芝居を寄贈された佐藤秀秋氏である。秀秋氏の記憶によれば、昭和30年（1955）頃の撮影である。

南相馬市博物館に寄贈された紙芝居に「ライオンマン バビロン篇216」があり、原町で街頭紙芝居の記憶を持つ多くの方が口にした人気作品であった。東京都台東区の下町風俗資料館（現、台東区立したまちミュージアム）で梅田佳声氏が再現上演していた紙芝居にも「ライオンマン」があった。また、インターネットのYou Tube上に「昭和の街頭紙芝居 ライオンマン テムジン編15」がアップされていて、表紙には児童芸能社という制作所名と作：南部高麻夫 伊藤和子の名前がある。こうしたことは、「ライオンマン」は児童芸能社の人気作品で多くの続編があり、東京圏で上演されたのち、地方へ配給されたことを裏付けている。

南相馬市博物館に寄贈された紙芝居の表紙書からすると、「影法師」は児童芸能社名だが、作は東北支社の白嶋市郎、線画は東北支社の佐藤誠一。「旋風」は児童芸能社東北支社創作、白嶋市郎・柴田薫の共作、線画佐藤誠一である。「ライオンマン」と「ダッセンボンチャン」は児童芸能社名だが、制作者名がない。「母恋草」は佐藤の絵と考えられるが、発行元も作者名・絵師名もない。このように、東北支社で制作されたものと本社から配給されたものが混在して、判然としない点がある。

また、東京圏の紙芝居には「紙芝居倫理規定管理委員会 審査済証」等の検印があるが^{*7}、児童芸能社東北支社のものにはそれがない。後述する福島県で用いられた「紙芝居免許証」は「福島県紙芝居組合連合会」が発行しており、福島県では役所ではなく組合が紙芝居事業を自主管理していたため、審査がなかったと考えられる。

東北支社では支社長（絵元、貸元、作家）、絵師兼紙芝居師、専門紙芝居師が混在していた。

なお、児童芸能社東北支社が紙芝居を廃業したあと、昭和30～40年代の高度成長期になると、銀座通りの商店はしだいに駅通りなど人通りの多い通りに移転し、その跡地には小さな飲食店が増えていった。

(2) 白嶋市郎

白嶋市郎は東京から家族とともに原町に移住してきた人物で、自宅に「児童芸能社東北支社」を構え、紙芝居作家として原作を作っただけでなく、佐藤らに紙芝居絵の描き方を指導し、自らも街頭紙芝居を実演して回った。白嶋の紙芝居は語り口がうまく、声質も良く、どんな役も上手に演じて人気だった。子どもたちは白嶋らを「紙芝居のおんちゃん」と呼んでいた。

東京で紙芝居制作や実演、経営の経験を積んできた白嶋は、児童芸能社東北支社でも一人何役もこなした中心人物であったと推測される。また、原町第一小学校のPTA会長を務めて小学校で紙芝居をしたほか、近所の子どもたちを集めて紙芝居を演じるなど、ボランティア活動を通して地域貢献したが、街頭紙芝居が衰退した昭和30年代中頃に廃業したようで、その後、原町で亡くなっている。昭和49年の住宅地図では、児童芸能社東北支社兼自宅があった場所はすでに空き地になっている（写真2）。

(3) 佐藤誠一

佐藤誠一は大正12年（1923）2月6日、日本から朝鮮に渡った両親の元、^{ぜんらんどうチャンソン}全羅南道長城郡で生まれた。昭和20年（1945）代初めに戦地から原町に復員してきたが、当時は職もなく、自分の好きなことをしたいと考え、自宅近くの銀座通りに住んでいた紙芝居作家の白嶋市郎に紙芝居絵を習い、絵師兼紙芝居師として昭和33年（1958）頃まで活動した。彼が描いたものには「影法師」「旋風」、剣術家千葉周作と架空の人物新次郎の物語、「母恋草」など長編の母子悲哀ものがあった。

黒い自転車の荷台に、駄菓子を入れた引出しが並んだ箱と紙芝居舞台を積み、原町・原町市^{*4}だけでなく北は鹿島町・合併後の鹿島町方面、南は長塚村（明治22年～昭和26年〔1889～1951〕）、標葉町、双葉町方面まで回った^{*8}。荷台の上に駄菓子を入れた箱と、その上に紙芝居舞台を置いて演じた。彼が演じた紙芝居は自作のものや東京など都市部でも人気だった「黄金バット」「バットマン」「ライオンマン」などのヒーローものがあった。

水飴は一斗缶で仕入れたものを自宅で棒に掛けて伸ばす作業を繰り返し、細かな泡が入ると透明からしだいに白く変えて千歳飴状に切ったが、子どもたちは自分で2本の割りばしを使ってこねて白くして楽しんでた。スルメも自宅で味付けして準備しておいた。空き地などで子どもたちに駄菓子を販売したが、昭和30年（1955）代前半には水飴（10円）、スルメ（5円）、コブ（昆布／1円）くらいだった^{*9}。水飴を買ってくれた子どもは今でいう劇場のS席、スルメの子どもはA席、昆布の子どもはB席という具合に区別して紙芝居を見せたが、買わなかった（買えなかった）子どもは遠くのほうや物陰からこっそりと見ていた。

しかし、テレビの普及など時代の変化もあって昭和33年（1958）頃に廃業し、大工に転職

佐藤氏寄贈紙芝居一覧

No.	題名(資料名)	巻(内容)	ページ	創作(制作)	作(原作)	線画(絵)
1	影法師	1	1-1～12	児童芸能社	白嶋市郎	佐藤誠一
2	影法師	2	2-1～13	児童芸能社	白嶋市郎	佐藤誠一
3	母恋草	第二巻	2-3～5			佐藤誠一
4	母恋草	第四巻	4-4			佐藤誠一
5	母恋草	第五巻	表紙・5-1～6～8			佐藤誠一
6	母恋草	第六巻	6-1～4			佐藤誠一
7	母恋草	第七巻	7-6～11			佐藤誠一
8	母恋草	第八巻	表紙・8-1～5・10・11			佐藤誠一
9	母恋草	第九巻	9-1～11			佐藤誠一
10	母恋草	第十巻	10-2～6・9～11			佐藤誠一
11	母恋草	第十一巻	11-1～2?			佐藤誠一
12	母恋草	第十七巻	17-11			佐藤誠一
13	母恋草	第十九巻	19-1～3			佐藤誠一
14	母恋草	巻名不明	ページ不明3枚			佐藤誠一
15	旋風		表紙・最終ページ	児童芸能社東 北支社	白嶋市郎・ 柴田薫	佐藤誠一
16	ライオンマン	バビロン篇 216	表紙	児童芸能社		
17	ダッセンポンチャン	眠り病の巻	1～10	児童芸能社		
18	題名不詳(千葉周作 と新次郎の物語)	千葉周作が密書を届 ける新次郎を救う	2枚			
19	紙芝居台紙		3枚			
20	紙芝居大に切った飯 館村商店街の広告		1枚			
			計103枚			

した。平成27年(2015)7月7日没(満92歳)。没後、断片的に残された手書きの紙芝居が南相馬市博物館に寄贈された(写真4～11)。

これらの作品の表紙には、作(原作)・線画(絵)名があるものとないものがあり、明らかなものは一覧表のとおりである。

「ダッセンポンチャン」はほかの作品と異なる点がいくつかある。表紙の「児童芸能社」の文字を比較すると、多くの作品では「児」「藝」だが、「ダッセンポンチャン」では、作者が違うのか、制作時期が違うのか「児」「芸」を使っている。絵を比較すると、多くの作品は劇画調な筆のタッチや水彩絵の具の淡い色使いなどが佐藤が描いた作品と確認できて共通しているが、「ダッセンポンチャン」は比較的単純な描写である。幼児向け作品なので単純に描いたのか、絵の作者が異なるのか判然としない。台詞はいずれも縦書きだが、作品により鉛筆書きとペン書きがある。台詞の筆跡を比較すると、多くの作品はスラスラと流暢な書体で、白嶋の筆跡と考えられる。一方、「ダッセンポンチャン」は大きな文字で1字1字しっかり書かれていて、明らかに別人の筆跡である。

(4) 津田政利

津田政利(旧名:喜代治)は明治37年(1904)1月15日、現在の会津若松市のワラビやゼンマイといった山菜などを扱う乾物問屋の家に生まれ、兄とともに家業に従事していた(写真12)。先祖は戊辰戦争で殉職した会津藩白虎隊士であった。

しかし、昭和4年(1929)にアメリカ合衆国に端を発した世界恐慌の影響を受けて起きた昭和恐慌(昭和5～6年〔1930～31〕)で銀行が破綻した影響で生家は廃業した。次男の津田は縁あって原町に移住したが、浜通りは冬でも雪が少なく過ごしやすく、友人もできて、彼らの人情に惹かれて永住した。昭和10年代は襖・障子張りや画才を生かして襖絵描きを生業としていたが、戦後の昭和20年代から紙芝居絵を描いた。当時まだ、自転車は高価だったため、若松の生家で使っていた茶色い自転車の荷台に、駄菓子を入れた箱と紙芝居舞台を載せ、原町市街の旭公園などで紙芝居を演じていた。「福島県紙芝居組合連合会」が発行した津田の「(営業)免許証」がある(写真13)。これを常に携帯して営業していた。津田が描いた紙芝居は教訓的な昔話が多く、正直さや人を思いやる大切さを説いた「花咲かじいさん」、悪いことをすると罰が当たるといふ「カチカチ山」などがあつたが、残念ながら現存しない。

昭和30年代前半、時代の流れでテレビが普及しはじめると紙芝居を廃業し、絵と書の才能を活かし、再び襖絵師や筆耕士を生業とした。雅号「おおがい」(漢字不明)。昭和44年(1969)没(満65歳)。

(5) 街頭芝居の伝承者、菅野清二

昭和20年代から30年代に街頭で紙芝居を見ていた子どもたちは、現在70歳代から90歳代の高齢者となり、街頭紙芝居を記憶している世代はしだいに少なくなってきた。ここでは、紙芝居を見る側であつた当時の好奇心旺盛な少年を紹介したい。

菅野清二は昭和12年(1937)3月30日、原町で生まれ、昭和20年代の少年時代は紙芝居全盛期であつた。昭和22～23年(1947～48)頃、菅野少年の生家があつた現在の原町区南町三丁目では、紙芝居師が原町南町郵便局と高田印刷所の間の路地に自転車を置き、国道6号(現在の県道120浪江鹿島線)沿いを歩きながら太鼓や拍子木を鳴らして子どもたちを呼び込んだ。

「紙芝居のおんちゃん」は、白嶋や佐藤、津田らであつた。白嶋や佐藤は太鼓をドドン・ドンドン・ドンドン・ドンドンと叩いて触れ回つたが、津田は拍子木をキパン・キパンと高音で叩いて触れ回り、声もやや高かつた。水飴をかうと棒2本でこね回し、気泡を入れて真っ白にしてペロッと舐めた。紙芝居のおんちゃんは、紙芝居の向かつて左に立って話し、太鼓は話の途中で効果音としても使われた。お金を払わない(払えない)子どもは声だけ聴いていたが、遠くから恐る恐るすり寄り、おじさんから「オイ、お菓子買ってねえべ。コブでも買え!」と言われたが、タダ見していた子どもはだいたい同じだつた。菅野少年もお菓子を買わず(買えず)に紙芝居を遠巻きにして見ていた一人だつた。悪気はなかつたが、紙芝居に強い興味があつてどうしても見聞きしたかつたという。紙芝居のおんちゃんも商売だから、向かいが壁になっている場所で演じて、タダ見されないように工夫していた。こうして、紙芝居のおんちゃんとお遣いが足りない子どもとの駆け引きが繰り返されてきた。

紙芝居は2話くらいを10～15分演じ、「ライオンマン」などが人気だつた。話の終わりには、「続きは次のお楽しみ」と言つて、楽しみを次に引き延ばし、人気の作品は続編を作つていた。こうして、紙芝居のおんちゃんは次の子どもたちが待つ場所へと移動したが、あとを付いて回つた男の子もいた。

菅野少年は成人して小学校教員となり、長年国語を熱心に教えた。児童劇の脚本を数多く作つたほか、童話の創作も行うなど児童文学者としても活動した。なお、南町に住んでいた頃、近所に住んでいた高校教員で民俗研究者の山本明に感化され、口承文芸への関心がいっそう

深まったと語っている。菅野は定年退職後も、同じく小学校教員であった妻レイ子とともに、移転後の自宅で児童文庫「かたくり文庫」を開き、絵本と紙芝居の読み聞かせを通じて児童教育に努めた。

なお、菅野氏には南相馬市博物館の体験学習「民話の世界」で、平成11年（1999）から同22年（2010）まで長年「語り部」として協力いただいた。古民家（国指定重要文化財 旧武山家住宅）の囲炉裏端で相馬・双葉地方の昔話や伝説を相馬弁で楽しく語り、老若男女の聴衆の心をつかんで好評を博していたが、同23年（2011）の東日本大震災により中断せざるをえなかったことは残念である。令和元年（2019）5月17日没（満82歳）。菅野氏の童話創作や読み聞かせの素養は、少年時代の紙芝居体験に養われてきたに違いない。

3. 教育紙芝居

教育紙芝居は小学校などで教材として使用された紙芝居で、多くは印刷された市販のものであったが（写真14）、熱心な教員のなかには、原作から作画まで自作した者もいた。

竹島國基

竹島國基（写真15）は明治42年（1909）1月1日、埼玉県浦和町に生まれ、福島県浜通り地方の中学校で社会科教員を務めた。戦前はいわき郡の尋常小学校で、戦後は石川郡や磐城郡、相馬郡（原町）の中学校で教壇に立ち、昭和26年（1951）頃には原町市の中学校に赴任し、教員としてだけでなく郷土史家・考古学者としても大きな功績を残している。

長年、浜通り地方の遺跡の踏査、土器や石器の採集と報告を続け、相馬・双葉地方の考古研究、歴史研究の基礎を築いた。その成果は竹島コレクション考古図録第1集「天神沢」、第2集「福島県浜通りの古瓦」、第3集「桜井」、第4集「福島県相双地域の弥生時代遺跡」として刊行されている。竹島の歴史教育への情熱は、自作の紙芝居作りにも向けられた。平成5年（1999）没（満84歳）。

竹島の紙芝居は福島県立博物館の藤原妃敏氏が同館の研究紀要で詳細を紹介している^{*11}ので、ここでは簡単に紹介したい。

竹島から福島県立博物館に寄贈された紙芝居は、「新しい文化のおとずれ」と題する手作りの紙芝居16枚と市販の紙芝居で、南相馬市原町区馬場の石倉遺跡と想定される縄文時代の生業や暮らし、信仰などの文化と稲作文化の始まりを紹介するものである。竹島は昭和26年から相馬・双葉地方で精力的に遺跡や遺物の調査を進めており、紙芝居は、原町第一中学校に赴任したあとの昭和20年代後半に制作されたと考えられる。竹島が自身の考古学的調査成果を歴史教育の教材として活用したものであった（写真16）。

なお、併せて寄贈された学校向けに印刷・発行された教育紙芝居は、昭和20年から昭和29年と年代不明の計26点で、昔話、良寛や野口英世の偉人伝、芥川龍之介の短編小説「蜘蛛の糸」などである。

4. 東日本大震災後の紙芝居創作と上演活動

いくまさ鉄平氏による紙芝居制作

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故後の復興期には、全国から復興支援ボランティアが福島県浜通り地方に駆けつけてくれた。そのなかでも、広島市の「まち物語制作委員会」代表で、紙芝居作家いくまさ鉄平氏は浜通りの被災地取材し、民話や歴史、震災体験を紙芝居にして、急激な人口減少で忘れられそうな被災地の歴史と文化、被災体験の惨

禍を後世に伝える活動を続けている。

双葉郡浪江町では、いくまさ氏制作の各種紙芝居を当事者である町民が「浪江まち物語つたえ隊」として国内外で上演している。

南相馬市では、小高区泉沢に伝わる大悲山の大蛇伝説を題材にした「玉都^{たまいち}と大蛇^{だいじや}」（原作：菅野清二、絵：いくまさ鉄平）（写真17）、原町区鶴谷^{つるがい}に伝わる老人と鶴にまつわる小鶴明神の伝説を題材にした「行徳^{ぎょうとく}じいさんとつる」（原作：菅野清二、絵：いくまさ鉄平）（写真18）、現在の鹿島区で行われた八沢浦干拓の歴史を紹介した「八沢浦物語」が上演されている^{*12}。相双歴史文化保存会では、原町絵本と童話の会の朗読で、戦国時代に領地を争った「相馬義胤と伊達政宗」（絵：いくまさ鉄平）などを上演している。

震災から15年経ても、いくまさ氏は震災と浜通りの歴史・文化を伝えようと、紙芝居・絵本・映像作家として精力的に創作活動を続けている。

5. 博物館での紙芝居上演

(1) 外部講師による紙芝居

南相馬市では、図書館だけでなく、南相馬市博物館でも紙芝居の上演を行っている。

平成28年（2016）5月5日に南相馬市博物館で体験学習「紙芝居」を上演した。会場には昭和中期に原町で牛乳配達に使用されていた黒い運搬用自転車（「野馬追通り銘醸館」に長期貸し出し中）を紙芝居の自転車に見立て、荷台に紙芝居舞台を置いた。紙芝居を始める前に、来場者に無料で駄菓子を配り、筆者が原町の街頭紙芝居と作者について概要を説明した。資料は昭和20年代の紙芝居を描いた図や紙芝居の実物、福島県紙芝居連合会発行の免許証、当時使用された懐中時計である。

次に、講師に依頼した菅野清二氏が少年時代の紙芝居の思い出を語り、自ら紙芝居師に扮して、前述の「玉都と大蛇」と寄贈された「ライオンマン」を演じた。「ライオンマン」は全枚数残っていなかったが、菅野氏の少年時代の記憶とアドリブで生き生きとよみがえり、紙芝居を懐かしむ大人から初めて見る子どもまで惹きつけていた（写真19・20）。

(2) 図書館司書による紙芝居

令和4年（2022）8月20日、博物館と南相馬市立中央図書館の連携事業のかたちで図書館に講師派遣を依頼し、佐藤真紀司書に紙芝居を演じていただいた。同司書は文部科学省認定の「絵本専門士」で、絵本に関する高度な知識や技能、感性を備えた専門家である。通常は図書館で絵本の読み聞かせや紹介、イベントを行い、絵本の魅力を多くの方に伝えている。

演目は「玉都と大蛇」であった。聴衆は同氏の魅力的な語り聞きほれ、紙芝居の世界に引き込まれていた（写真21）。

(3) 博物館学芸員による紙芝居

東日本大震災後、南相馬市博物館では、被災地の子どもたちに笑顔を届けてくれる幼児向け博物館体験学習活動を続けていた「こども☆ひかりプロジェクト」という兵庫県を中心とした全国のミュージアムや団体が子どもたちを元気づけようとする活動に参加して、幼児向け学習イベントを続けていた。その延長で、博物館から市内の幼稚園・保育園へ「紙芝居と昔のあそび」という出前講座の参加を呼びかけた。令和3年（2021）11月9日、南相馬市小高区のおだか認定こども園で博物館学芸員による紙芝居の実演と、めんこや紙風船、輪投げの

実演を行った。

紙芝居は筆者が地元小高に伝わる大悲山の大蛇伝説を題材にした「玉都と大蛇」を演じた。筆者は紙芝居や絵本の読み聞かせに慣れてはいなかったが、菅野氏や佐藤司書の読み聞かせを思い出しながら語り、子どもたちは飽きずに最後まで話を聞いてくれた（写真22）。

子どものあそびは、筆者を含めた学芸員3人で、めんこや紙風船、輪投げの実演と指導を行った。令和の子どもたちは、昭和の子どもたちが夢中になった紙芝居と素朴なあそびを追体験し、興味深そうにあそんでいた。

こうした体験をとおして、子どもたちが博物館に関心を持ち、来館してくれること、将来は博物館活動に協力してくれることも願っている。

おわりに

紙芝居は昭和の子どもたちにとって、娯楽・教育の面で切っても切れない重要なメディアであり、文化であった。しかし、貸本漫画や月刊漫画の普及に加え、白黒テレビという新たなメディアの台頭で、東京圏では昭和30年代中頃、地方では同年代後半に街頭紙芝居師の姿は消えた。教材としての紙芝居も16ミリ映画、ビデオテープ、DVDと、次々と新しい視聴覚教材に代わっていった。

現代では、保育園、幼稚園や図書館のほか、市民活動のなかで多くの紙芝居サークルが生まれ、新たに創作された紙芝居が上演されている。また、一部の博物館では昔の街頭紙芝居が上演されている。

大阪市の紙芝居制作所三邑社の流れをくむ塩崎おとぎ紙芝居博物館では、2万巻以上という国内最大の街頭紙芝居を所有し、現在でも街頭紙芝居の制作活動を続けている。

横浜市立歴史博物館では、横浜市中央図書館から移管された街頭紙芝居と元紙芝居氏の鷺塚隆氏から博物館に寄贈された街頭紙芝居を所蔵している。これらは街頭紙芝居隆盛期をほぼ網羅するもので、2695巻・2万4570枚と紙芝居舞台・拍子木一式が横浜市指定有形民俗文化財に指定され、同館で保存、調査・研究が進められて、企画展や実演で活用されている。

東京の台東区立したまちミュージアム（旧下町風俗資料館）では、常設展で昭和30年代の裏長屋の紙芝居屋が再現されているほか、紙芝居師の養成と実演が継続されており、紙芝居文化の保存・継承に取り組んでいる。

現在、紙芝居は新たに創作されているだけでなく、マンガやアニメという新たなかたちに進化して、日本が誇る文化として世界に普及している。今後、各地の博物館でも昭和時代に多くの人びとに親しまれた街頭芸能文化を伝えるため、紙芝居の収集・保存と活用が進むことを期待したい。

【注】

- 1 須藤功『あそび』道具からみる 昔のくらしと子どもたち② 農山漁村文化協会（2016）
- 2 紙芝居文化の会『紙芝居百科』童心社（2017）
- 3 刈田均「横浜市指定有形民俗文化財「街頭紙芝居 附 舞台 拍子木」の平成30年度追加指定資料について」『横浜市歴史博物館 調査研究報告』15 横浜市歴史博物館（2019）
- 4 原町：明治30年（1897）～昭和29年（1954）、原町市：昭和29年（1954）～平成17年（2005）、南相馬市：平成18年（2006）～現在
- 5 石山幸弘『紙芝居文化史一資料で読み解く紙芝居の歴史』（株）萌林書林（2008）
- 6 下町風俗資料館「追悼 紙芝居師 梅田佳声（うめだかせい）さん」『下町風俗資料館 号外』（2016）
- 7 注3に同じ

- 8 鹿島町:明治31年(1898)～昭和29年(1954)・合併後の鹿島町:昭和29年(1954)～平成17年(2005)、長塚村:明治22年(1889)～昭和26年(1951)、標葉町:昭和26年(1951)～31年(1956)、双葉町:昭和31年(1956)～現在。
- 9 太平洋戦争後のインフレーションで銭単位の貨幣は使用価値を失い、昭和28年(1953)以降は1円未満の貨幣は廃止され、円単位の通貨が通用されるようになった。
- 10 山本明は宮城県丸森町や福島県田村郡・相馬郡・双葉郡の伝説や昔話の探訪、職人からの聞き書きなどを多数報告している。山本明『鬼の子小綱』(1974)、『ふくしまの昔話』ふくしま文庫③(1977)、『ふくしまの年中行事』ふくしま文庫⑧(1978)、『ふねひきのざっと昔』(1980)、『陸前伊具昔話集』全国昔話資料集成34(1981)、『小野町のむかしばなし』(1987)など。
- 11 藤原妃敏「竹島國基氏寄贈「手作り紙芝居資料」について」『福島県立博物館紀要』第15号 福島県立博物館(2000)
- 12 沖野岩三郎『八沢浦物語』金の星社(1943) 2019年に八沢地区まちづくり委員会が復刻している。

【参考文献】

- 本間昇監修『昔の子どものくらし辞典』岩崎書店(2006)
- 須藤功『写真ものがたり 昭和の暮らし』6 子どもたち 農山漁村文化協会(2006)
- 玉川一郎「竹島國基先生と考古学」『先人の足跡 —竹島國基の歩いた遺跡—』南相馬市博物館企画展図録第28集 南相馬市博物館(2008)
- 南相馬市博物館『竹島國基収集考古資料所蔵目録』(2008)
- 刈田均「企画展「大紙芝居展—よみがえる昭和の街頭文化—」について」『横浜市歴史博物館 紀要』15 横浜市歴史博物館(2011)
- 刈田均「鷲塚隆氏寄贈街頭紙芝居コレクションについて」『横浜市歴史博物館 調査研究報告』8 横浜市歴史博物館(2012)
- 子どもの文化研究所『紙芝居—演じ方のコツと基礎理論のテキスト』(2015)
- 『福島民報』あぶくま抄 令和6年(2024)9月20日付 双葉郡富岡町のNPO法人が主催する講座で、高校生が東日本大震災と原発事故の記憶と教訓を伝える紙芝居を作り、保育園や児童クラブで上演する活動を紹介している。
- 本田弘子ほか『したまちミュージアムへようこそ』台東区立したまちミュージアム(2025)
- 刈田均「有形のモノ、無形の「文化」、継承に向けた試み —街頭紙芝居—」『横浜の文化財 Yokohama Heritage—まもり伝える地域の記憶— Part 2 伝承』横浜市歴史博物館(2025)

【協力者】

いくまさ鉄平 故 菅野清二 菅野レイ子 菅野 望 佐久間秀子 佐藤秀秋 故 佐藤ミサオ
 佐藤真紀 館 昇子 館 孝明 七尾俊一 松本美和子
 台東区立したまちミュージアム 本田弘子 福島県立博物館 平澤 慎 横浜市立歴史博物館 刈田 均



写真1 かつての「銀座通り」

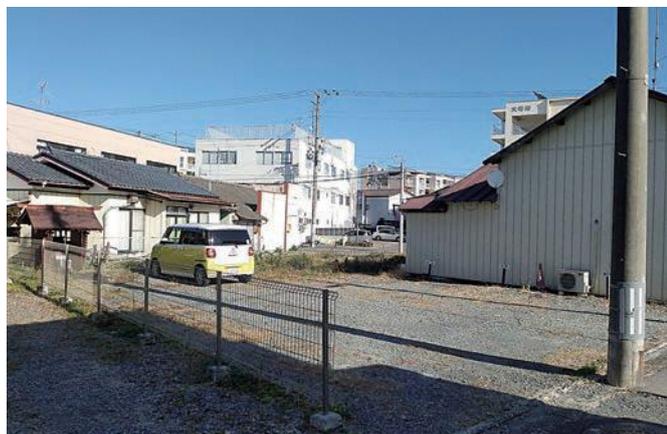


写真2 児童芸能社東北支社跡地と稲荷神社(左端)

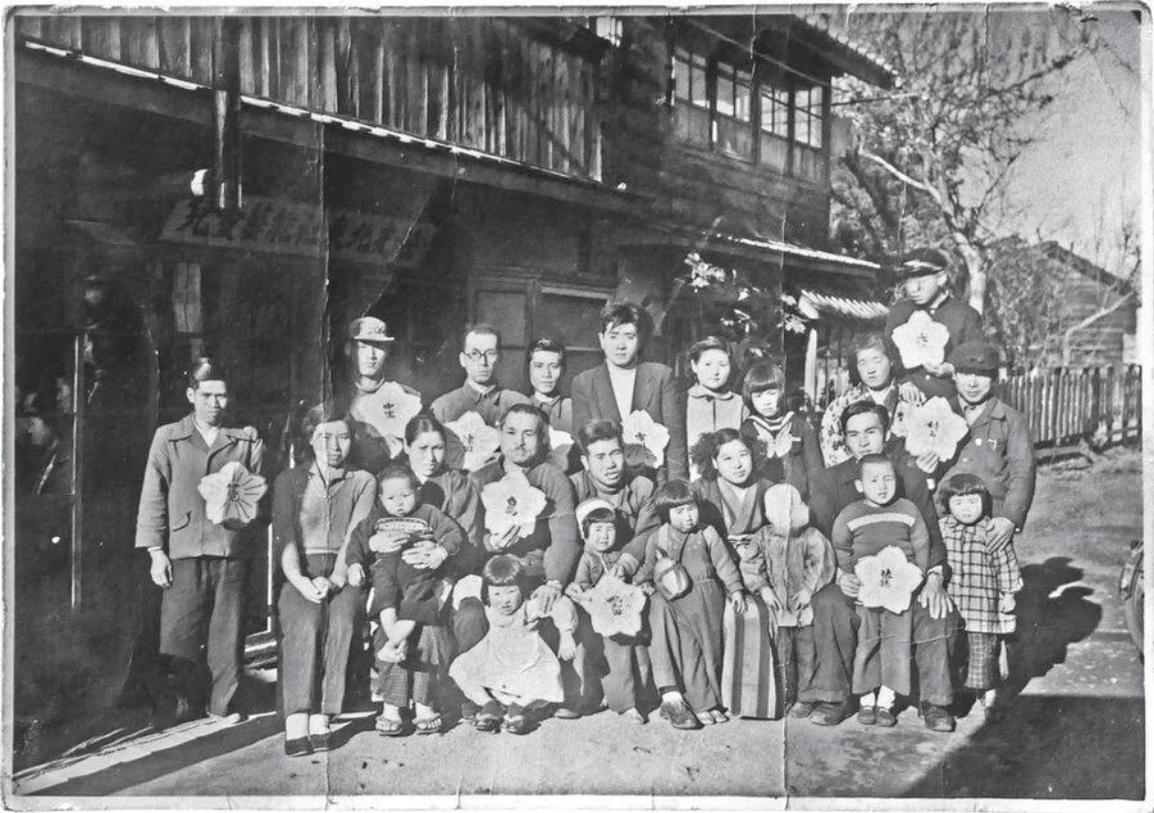


写真3 児童芸能社東北支社 関係者の記念写真 昭和30年頃 (写真提供：佐藤秀秋氏)

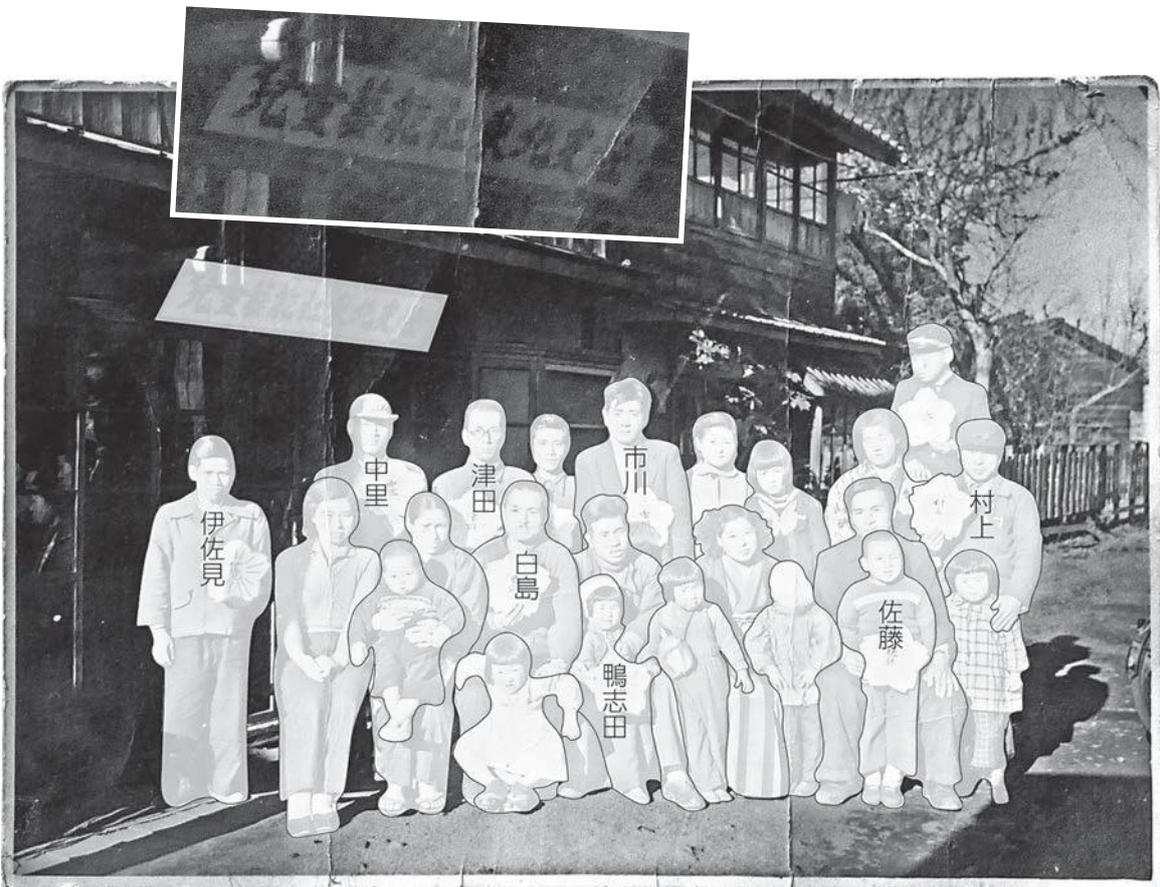


図1 児童芸能社東北支社の看板と関係者



写真4 児童芸能社の作品「影法師」



写真5 「母恋草」



写真6 児童芸能社東北支社の作品「旋風」



写真7 児童芸能社の作品「ライオンマン」



写真8 児童芸能社の作品「ダッセンポンちゃん」

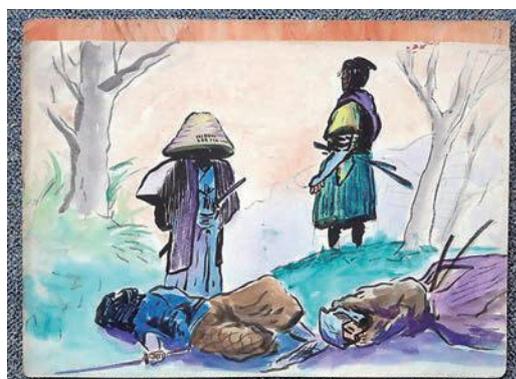


写真9 題名不詳（千葉周作と新次郎の物語）

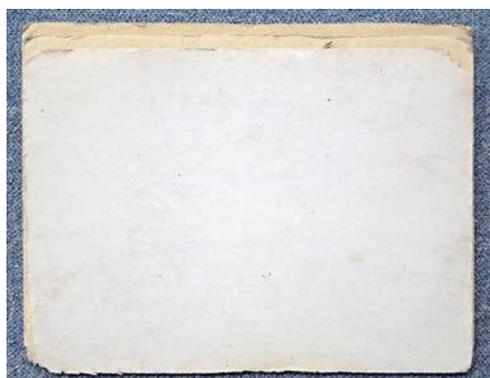


写真10 紙芝居台紙（描き上げた紙芝居を貼るもの）

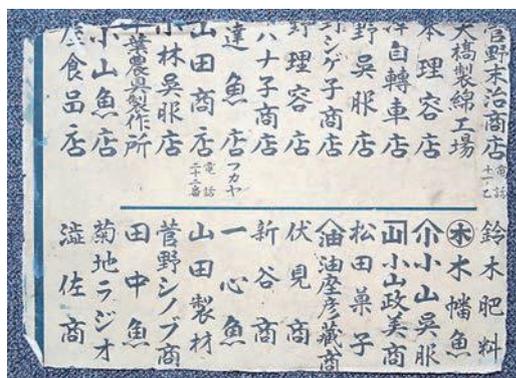


写真11 紙芝居大に切った飯館村商店街の広告（紙芝居の下書きに使用したか）

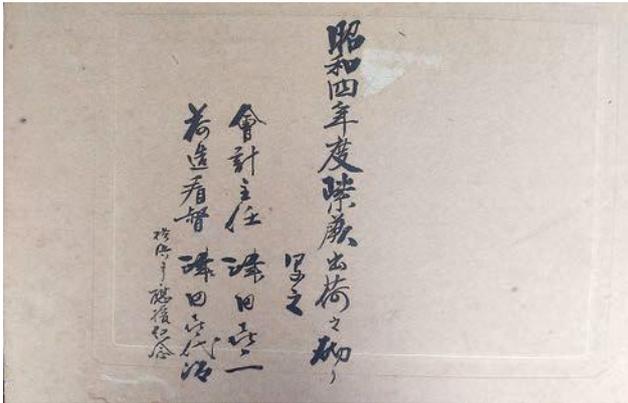


写真12 上：昭和4年（1929）、若松の生家津田喜一商店（津田屋本店）で乾物を出荷していた津田（右）と兄（左）。木箱に入った「会津紫蕨 極太 一本撰」、南京袋に入った東京・大阪行き荷物（これもワラビか）、のちに原町で紙芝居に使った自転車（右端）。

下：写真台紙のウラ書「昭和四年度紫蕨出荷之砌り写之 會計主任 津田喜二 荷造看督 津田喜代治 横浜ヨリ応援記念」※津田喜代治のはちに「政利」と改名した（写真提供：館昇子氏）



写真13 津田の（営業）免許證（上：オモテ 下：内側）（写真提供：館昇子氏）



写真14 印刷された市販の紙芝居「二宮金次郎」（表紙）（南相馬市博物館蔵）

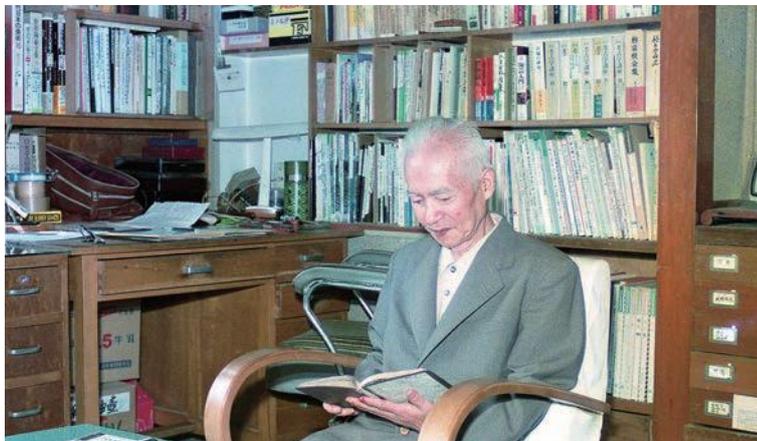


写真15 歴史教育と考古学研究に尽くした竹島國基（写真提供：福島県立博物館）

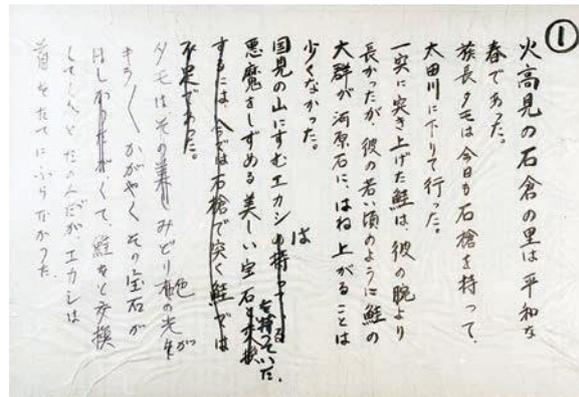


写真16 「新しい文化のおとずれ」(右:表紙 左:セリフ)(写真提供:福島県立博物館)



写真17 「玉都と大蛇」(菅野レイ子氏蔵)

写真18 「行徳じいさんとつる」(菅野レイ子氏蔵)



写真19 街頭紙芝居を演じる菅野清二氏(写真提供:南相馬市博物館)

写真20 震災後の創作紙芝居を演じる菅野清二氏(写真提供:南相馬市博物館)



写真21 紙芝居を読み聞かせる佐藤司書(写真提供:南相馬市博物館)

写真22 紙芝居を読み聞かせる筆者(写真提供:南相馬市博物館)

南相馬市博物館の食文化への取り組み —「食文化ミュージアム」と「100年フード」の事例—

南相馬市博物館学芸員 川崎 悠

はじめに

南相馬市とその周辺地域（旧奥州中村藩領）である相馬地方において、現在に至るまで親しまれ、受け継がれてきた郷土食などの食文化は、当地域の歴史のかつ環境的背景のなかで生み出され、育まれてきた地域の大切な文化である。当館は、このような食文化の調査、研究、記録、情報収集を積極的に行っており、その成果の一端として、令和4年（2022）3月3日付けで、文化庁の選定する「食文化ミュージアム」に認定された。

「食文化ミュージアム」とは、文化庁の食文化機運醸成事業「食文化あふれる国・日本」プロジェクトとして令和3年度（2021）から実施されている、多様な食文化に関する学びや体験の提供に取り組む博物館、道の駅、食の体験・情報発信施設などに関する情報を集約し、ウェブ上の仮想ミュージアム「食文化ミュージアム」において一体的に発信する取り組みである^{*1}。

本稿では、当館が「食文化ミュージアム」に応募するに至った経緯や、同時に文化庁から募集のあった「100年フード宣言」への試みについて、事例とともに紹介したい。

1. 「食文化ミュージアム」と「100年フード」

食文化ミュージアムに応募するには、地域に根差した食文化を体系的に発信する施設、または、食文化への学びや体験を提供する施設であることに加えて、一般公開され誰でも利用可能な施設であることが条件となる。事業が開始された令和3年度には、全部で80件の応募があり、70件の施設が食文化ミュージアムに認定された。このうち博物館、美術館としては全国で12館が認定され、東北地方では当館を含めた2館が選出された。現在は、計130件の施設が認定されている^{*3}（令和7年〔2025〕6月6日現在）。

また、同プロジェクトでは、同時に「100年フード」の募集があった。「100年フード」とは、我が国の多様な食文化の継承、振興への機運を醸成するため、地域で世代を超えて受け継がれてきた食文化を、100年続く食文化「100年フード」と名付け、「100年フード宣言」として文化庁とともに継承していくことを目指す取り組みである。その認定基準は、「1 地域の風土や歴史・風習の中で個性を活かしながらかつ創意工夫され、育まれてきた地域特有の食文化」「2 地域において、世代を超えて受け継がれ、食されてきた食文化」「3 その食文化を、地域の誇りとして、100年を超えて継承することを宣言する団体が存在する食文化」という3つの条件を満たすことである。なお、ほかの応募部門として、「近代の100年フード部門 ～明治・大正に生み出された食文化～」「未来の100年フード部門 ～目指せ、100年！～」がある^{*4}。初年度となった令和3年度は、212件の応募があり、131件が認定された。都道府県ごとの認定数をみると、福島県は各部門の合計認定数が10件であり、東北地方においてのみならず、全国のなかで最多であった。現在までに計300件の食文化が認定されており、そのうち福島県からは計18件が認定されている^{*5}（令和7年6月6日現在）。始まったばかりの認定制度にもかかわらず、こうした結果となったことから、もしかすると、福島県は、豊かな食文化が育つ環境や条件などに恵まれている場所なのかもしれない。それだけでなく、人びとの食への関心の高さもうかがえる。

じつは、「伝統の100年フード部門～江戸から続く郷土の料理～」にも、市内にある福島県立

相馬農業高等学校と当館が連携して、南相馬市原町区^{かいばま}萱浜地区の郷土料理「ベンケイ」を応募し、認定を受けることができた。相馬農業高校と連携して応募することになった経緯は後述する。

近年、文化庁や農林水産省をはじめとした国の行政機関による日本の食文化振興の機運が高まっている。国内外へ向けた和食の発信や啓蒙、郷土料理などの伝承料理の見直しや再興、さらにその地域を巻き込んで観光に繋げるガストロノミーツーリズム^{*6}の推進など、「食」に関する取り組みが非常に活発化している印象を受ける。おそらくそれは、平成25年（2013）に和食がユネスコ無形文化遺産に登録されたことや、昨今の過熱するインバウンドの多大なる影響があるに違いない。こうした機運の高まりによって、現在、さまざまな研究機関や施設が、食文化を調査や研究の対象、あるいは集客のための手段等として扱いやすい環境下にあるとも捉えられる。

2. 南相馬市博物館の郷土食にかかわる取り組み

まずは、当館が食文化ミュージアムに応募することになった経緯について述べたい。

先に述べたように、当館は南相馬市とその周辺地域（旧中村藩領）である相馬地方の郷土食などの食文化の調査、研究、記録、情報収集を行っている。近頃では、食生活および家族形態の多様化の影響や高齢化、また、平成23年（2011）の東日本大震災後は、津波による集落の流失や解体、住民の避難等による離散、材料となる食材（基本的に地産地消を前提とする）の放射能汚染等のため、地域の味の継承は、ほかの地域よりいっそう困難な状況となった。こうした理由から、早急な調査の必要性が高まっている。

当館では調査、記録の一環として、食品サンプル製作の専門業者へ依頼し、地元の方に作っていただいた実物の料理から型取りをし、その型を使って、郷土料理のレプリカ（複製）を製作している。立体物であるレプリカは、料理そのものを知らなくとも、見るだけでその対象がどのようなものであるかを理解することができ、多くの人の興味や関心を引き寄せるのに非常に有効である。料理の実物を展示することはできないが、レプリカならば長期間にわたりそれ自体を資料として保存し、展示活用することが可能となる。こうしたレプリカの利活用が、地域のさらなる食文化の継承につながることを期待している。また、震災をはじめさまざまな理由で故郷から離れて暮らしたり、故郷を失ってしまった人びとにとっては、自身の故郷やアイデンティティを懐かしみ、振り返るきっかけにもなるはずである。もちろんそれは、当地域にルーツを持つ誰にも当てはまることでもある。

現在所蔵するレプリカは約100点にのぼり、



エントランスホールでの郷土料理レプリカ展示「新しい年へ 年取りと正月の食べ物」（令和6年）



令和2年度企画展「南相馬の震災10年」で展示した郷土料理レプリカ。放射能汚染のために摂取、出荷制限や採捕自粛が要請されている食材を使った料理を選んだ（令和3年3月当時）

定期的に展示し、活用している。おもに展示するスペースを展示室内ではなく、無料で誰もが入館できるエントランスホールというエリアに設けることで、より多くの人の目に触れる機会をつくっており、季節や時事的な話題にあわせて展示替えを行っている。

当館のホームページやSNSでも、郷土食に関するコラムやレシピを掲載し、市内外を問わず、多方面に向けた情報発信につとめている。さらにYouTubeでも調理動画を配信している。

また、当市の郷土食やその歴史について、当館主催の講座の実施、あるいは、市民または市生涯学習事業や県外の博物館からの依頼による講座を実施するなど、当館で郷土食を調査していることが市内外に広く浸透してきている実感がある。その結果、市内外から郷土食に関する問い合わせが寄せられることも珍しくない。それに加えて、地元を離れて暮らす人からは、むかし食べていた郷土の味を懐かしみ、作りかたを詳しく知りたいというリクエストをいただくことや、その当時の思い出話を教えてくださることもしばしばあった。

さまざまな反響や成果のうちの大きな出来事の一つが、福島県立相馬農業高校との出会いであった。

3. 相馬農業高等学校との出会い

相馬農業高校との出会いのきっかけは、平成26年（2014）9月、原町区^{おおみか}大甕地区主催で開催された敬老会で、郷土料理についての講座を実施したことにさかのぼる。講座では、大甕地区にある萱浜地区という集落に伝わる「ベンケイ」という郷土料理の歴史について解説した。この時、相馬農業高校の元教諭であった方が参加されており、その方が相馬農業高校の現職の先生にベンケイのことを伝えたそう。令和2年（2020）2月下旬、相馬農業高校食品科学科（当時）の先生（A先生）が来館した際に、ベンケイを知った経緯について教えてくださり、A先生や食品を学んでいる生徒の皆さんがとても関心を持っているとのことで、解説を依頼された。しかし、その当時は新型コロナウイルス感染症^{*7}が拡大しはじめた頃であったため、状況が落ち着いた頃にその場を設ける予定としたが、その後さらにウイルスのまん延による緊急事態宣言が発令されるなど、状況は深刻化し、進展することはなかった。

緊急事態宣言の解除や県をまたぐ移動自粛要請の緩和など、コロナ禍の状況がやや落ち着いた同年7月、A先生から、改めてベンケイの歴史について生徒たちに教えてほしいという依頼があった。併せて生徒たちが作ったベンケイの味も確認してもらいたいという。ベンケイの情報を提供した元教諭の方が、A先生に当館作成のレシピを届け、それをもとに生徒たちが調理に挑戦していたのであった。

ベンケイを作っていたのは、食品科学科の1年生から3年生までの10人の有志による研究チーム（ベンケイチーム）である。このチームの顧問であるA先生からベンケイについて学んだ生徒たちは、おおいに興味を抱き、自主的に研究を始め、調理まで実践していたのである。その上驚いたことに、“ベンケイの畑”として、材料となる大根を学校の畑の一角で育てていたそう。

そして、夏休み期間を利用し、ベンケイチームの生徒たちがA先生の引率のもと来館し、ベンケイの勉強会と試食会が実現した。話を聞くと、先生に教えてもらうまでベンケイを知っていた生徒は一人もおらず、当然のことながら、伝承地である萱浜地区出身の生徒もいなかった。そればかりか、原町区はもとより南相馬市の出身ではない生徒も数名いた。そのため生徒たちは、自分たちのベンケイの味つけに対してアドバイスを求めているのである。

ベンケイについて学ぶより先に、食べたこともなく、見当もつかない食べものの味を探求するのは苦労が多かったに違いない。試食したベンケイの味から、生徒たちが真剣に調理に取り組ん

でいるようすが伝わってきた。A先生を含むベンケイチーム全員がベンケイの味を知らないとのことであったので、まずは地元の味を賞味するのが一番であろうと、筆者が準備したベンケイ（筆者は萱浜地区出身である）と、ベンケイチームのものを食べ比べながら調理のアドバイスをを行った。

(1) 郷土料理「ベンケイ」とは

「ベンケイ」は福島県南相馬市原町区の沿岸部に位置する萱浜地区（特に北萱浜^{きたかいばま}）に伝わる郷土料理で、大根と芋がらを酢、醤油、砂糖で炒め煮し、赤唐辛子で辛みをつけた保存食である。

天明年間（1781～89）の大凶作は全国各地に深刻な飢饉をもたらしたが（天明の飢饉）、相馬地方でも、天明3～4年（1783～84）に大凶作に見舞われ、人口減少や農村の荒廃など深刻な被害を受けた。中村藩は、農村復興政策の一つとして、江戸時代後期に「移民政策」を実施し、おもに北陸地方の浄土真宗移民を招致した。現在の萱浜地区の北側に位置する北萱浜は、当時、人びとの居住や農耕が難しいほど荒廃しており、それらを可能にするには多くの人手が必要だったため、そのような移民が集団で入植し、土地を整備し、田畑を開墾するなど、生活環境を整えていった。この時に持ち込まれ、伝えられたとされるのがベンケイである。

伝わる地域が限定的で、市内でも広く知られた食べものではなかったが、近年では、テレビや新聞などのメディアに取り上げられたり、南相馬市の小中学校の給食のメニューに採用されるなど、認知度は高まりつつあった。残念なことに、東日本大震災後は、材料の入手が困難となったことなどから、給食では提供されていない。

50～60年ほど前までは、萱浜に嫁いだ女性は姑から必ず教わる料理で、正月用の保存食として、また、浄土真宗のお講など、ハレの日の食べものとして受け継がれてきた。現代では、材料の収穫時期である晩秋から冬の“季節の味”として親しまれている。伝承地の萱浜地区では、作りたてよりも冷たくなっただけがおいしく、再加熱は厳禁で、日にちが経つほどに味が馴染んでおいしくなるといわれている。実際、伝承のとおりで、作りたてだと味がはっきりせずまとまらないため、この代々続く教えはしっかりと根付き、人びとに守られている。

移民の出身地の一つである富山県砺波地方には、「ベンケ＝大根おろし」「ベンケオロシ＝唐辛子を入れた大根おろし」という方言がある。完成形は異なるが、萱浜のベンケイも砺波地方の方言も、ともに大根と唐辛子という材料が共通していることから、ベンケイという名称はこの方言に由来すると考えられる。なお、南相馬市を含む相馬地方において、大根おろしを指す方言は、「タカト」「タカトウ」である。砺波地方には、ベンケイのルーツと考えられる、よく似た郷土料理も存在するが、ベンケイの詳細については、次年度以降に改めて報告したい。

萱浜地区は、東日本大震災による甚大な津波被害のため、地域の大部分が災害危険区域に指定され、居住が制限された。さまざまな事情から集団移転を選択した住民は少なく、別の地域で生活している住民も多い。萱浜地区という共同体の崩壊に加え、放射能汚染の影響や住居形態の変化のため、材料を自家栽培でまかなうことも困難となって久しい。ほかの郷土料理と同様に、高齢化や世代交代が進んだことで、ベンケイを作ることができる世代が減少しており、今後どのようにベンケイを後世に伝え継ぐかが課題となっている。当館も地域博物館として果たすべき役割を模索している。



南相馬市原町区萱浜地区の郷土料理ベンケイ

(2) ベンケイチームによる弁当開発

ベンケイの歴史を学び、震災後は継承が難しくなっている現状を知ったベンケイチームの生徒たちは、「多くの人びとにベンケイを広めて伝えていきたい」との強い思いを持ったようで、ベンケイを使ったさまざまな創作料理の開発に取り組んでいた。そのような折に、福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下、イノベ機構）から食品科学科へ福島県相双地域の食材を使った弁当作りの提案があり、ベンケイチームがこの企画に挑戦することになった。

「福島イノベーション・コースト構想」（以下、イノベ構想）とは、平成23年の東日本大震災および原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業回復のために、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトである。プロジェクトはいわゆる産業的取り組みに留まらず、福島県浜通り地域等の未来を担う若い力を育てるべく、教育機関と連携した人材育成を推進している。相馬農業高校は、ICT（情報通信技術）を活用した農産物栽培の取り組み等が評価され、イノベ構想の対象校となっており、原発事故による放射線被害を乗り越えながら復興に取り組む、地域に貢献できる人材育成を目指して活動している。弁当開発はこのようなイノベ構想の取り組みの一環であり、イノベ機構と福島県の主催により令和2年11月16日に福島県富岡町で開催された「スマート農業・先端技術体感フェア in とみおか」での販売を目指した企画であった。^{*8}^{*9}^{*10}

弁当は「ふくしまイノベんとう」と名付けられ、事前予約制で1個1000円（お茶付き）で販売されることになった。相双地方で栽培した農産物のほかに相双沖で水揚げされた水産物など、すべて相双地方産にこだわった食材が使用された。9月29日に行われた試食会には、筆者も参加した。試食会では、生徒たちが考案したメニュー計6品について、それぞれの創作担当者による解説がなされたが、驚いたのは、6品中3品がベンケイを使った創作メニュー



試食会に向けての準備（写真提供：荒川美記子氏）



試食会のようす（写真提供：荒川美記子氏）



試食品7品（上段左から鶏肉のソテー～トマトソースがけ、鶏肉のソテー～イチゴソースがけ、ベンケイのコロッケ×2、ベンケイとパプリカのチーズ焼き、下段左からタラの南蛮漬、ベンケイの卵蒸し、キュウリとシラスの酢の物 写真提供：荒川美記子氏）

であったことである。筆者も試食した感想や改善点などを率直に伝えた。

試食会から約1か月後の10月27日、「ふくしまイノベんとう」完成発表会^{*12}が開催され、ベンケイチームによる創作弁当がお披露目となった。弁当には、生徒たちがデザインして作成した掛け紙が掛けられていた。オモテ面は、弁当の図説や当館ホームページのベンケイの解説ページのQRコード、相馬農業高校のホームページのQRコードが記載され、ウラ面は、弁当メニューの詳細なお品書きとなっていた。また、発表会の参加者には、別刷りのお品書きと当館が作成したベンケイの解説シートも配布された。弁当のメニューには、相馬農業高校のICT温室で栽培されたパプリカやトマト、相双沖でとれた白身魚（アンコウ）やチリメンジャコなどが使用された。さらに、ベンケイを知ってもらい、さまざまなかたちで味わってほしいと、試食会の時と同様に「ベンケイ」「ベンケイのグラタン」「ベンケイのポテトサラダ」と、ベンケイを使った料理が3品も入っており、「ふくしまイノベんとう」というより「ベンケイ弁当」なのではと錯覚するほど、ベンケイが溢れんばかりの弁当に仕上がった。完成までには、生徒たちのひたむきな努力はもちろんであるが、A先生をはじめ彼らを指導した、相馬農業高校の先生がたの協力や支援、そして当時イノベ機構の担当者であった荒川氏のひとかならぬ尽力があってこそでもあろう。

実際の富岡町のイベントでは、予約した方へ当館作成のベンケイについての解説シートを手渡ししながら販売を行った。購入者一人ひとりへ資料を配布しながら説明する姿からは、多くの人にベンケイのことを伝えたいという思いの強さが見てとれた。



イノベ機構×相馬農業高校プロデュース「ふくしまイノべんとう」お茶付き1個1000円で予約販売された（企画：公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構）



ベンケイチーム作成の掛け紙（オモテ面はイラストによる解説、ウラ面は詳細なお品書き）

イノベんとうは、このイベントだけでなく、同年12月に開催されたイノベ機構主催シンポジウムのパネリストやスタッフの弁当として採用されたり、イノベ機構が管理運営する福島ロボットテストフィールドに入居する企業の社員向けに注文販売を行ったり、令和3年(2021)7月13日には、福島県庁の職員向けに販売^{*13}するなど、各所へ広がり、好評を博した。

当館も、ベンケイチームの奮闘を多くの人びとへ知ってもらうべく、令和3年3月6日から5月5日まで開催された企画展「南相馬の震災10年」において、『「ちゃんと伝えねっかなんね」—失ったもの・生まれたもの・伝えていきたいこと—』というコーナーの「あれから10年」というブースにて、弁当販売のようすを写真パネルで紹介した。

以降も相馬農業高校ベンケイチームは、弁当の販売をとおして郷土料理ベンケイの普及、継承活動に努め、さまざまなイベントやコンテストに積極的に参加していた。令和3年12月には、互いに郷土芸能部がある共通点から、震災以降、義援金などの支援を受けた富山県砺波地方の高校へ、そのお礼のために訪問した。ここでは、ベンケイが現在の砺波地方から持ち込まれたことや、ベンケイチームのこれまでの活動についても紹介した。震災をきっかけとした縁であったが、同地が偶然にもベンケイの故郷であったことで、新たな縁が生まれ、これまで以上に交流が深まる意義深い機会となったのではないだろうか。このようすは地元^{*14}の新聞にも取り上げられた。



企画展「南相馬の震災10年」の「あれから10年」コーナー(相馬農業高校の紹介は、中央写真パネル最下段左から2番目)

4. 「食文化ミュージアム」と「100年フード宣言」への応募

令和3年10月、文化庁の新たな事業である「食文化機運醸成事業」として「食文化ミュージアム」および「100年フード宣言」の認定制度の公募が開始された。当館の郷土食に関する活動が少しずつ浸透し、市内だけでなく、市外からもレファレンスが増えたことや、調査や記録の一環として製作したレプリカ資料が、一定の所蔵数になったことなど、これまでの実績や成果が目に見えるかたちになってきたタイミングでもあったため、さらなる発展と充実を目指し、「食文化ミュージアム」へ応募することにした。「食文化ミュージアム」の認定を受ければ、より多くの方がたに当館の活動を知っていただく機会が広がり、ひいては当館を活用していただくきっかけになることも期待できた。

これまでの調査や、継承のための普及活動などを実施してきた経験から、当館としてベンケイも「100年フード宣言」の「伝統の100年フード部門 ～江戸時代から続く郷土料理～」に応募することを検討した。しかし、さらに100年続く郷土料理を目指し、新たな継承の担い手が増えていくこと、また、高校生ならではの視点や発想を活かした発信力や普及力などに期待と希望を託し、相馬農業高校に応募団体としてエントリーしてもらうことを提案した。応募に際して、「地方自治体と連携した取組の実績(予定を含む)又は地方自治体等の公的機関からの応援メッセージを得られること^{*15}」との要件があったが、「ふくしまイノべんとう」における当館との協力、連携の実績があり、応援メッセージを送ることも可能であったため、条件はどちらも満たしていた。

相馬農業高校には、快諾をいただき、応募することが決定した。当館からは応援メッセージだ

けでなく、応募書類の作成にも協力し、必要な画像も提供するなど、二人三脚で応募を進めた。じつは、ベンケイチームの顧問であったA先生が、令和2年度をもって転任となったが、後任のB先生も理解ある熱心な方で、滞りなく準備を進めることができた。こうした引き継ぎがスムーズであったのは、弁当開発等の事業を先導してこられたイノベ機構（当時）荒川氏の多大なるサポートのお陰であったことを記しておきたい。

5. 文化庁からの認定

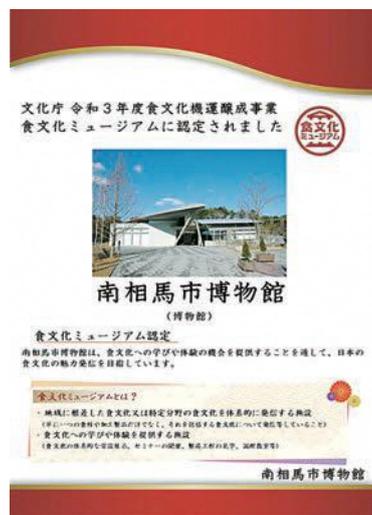
はじめに述べたように、応募の結果、当館は「食文化ミュージアム」として認定を受けることができ、ベンケイも「100年フード」として認定され、相馬農業高校はその認定団体となった。令和4年（2022）3月9日（水）には、相馬農業高校に報道陣を招いて、当館と合同でプレスリリースを行い、それぞれ同時に認定を受けたことを報告した。両認定団体には、それぞれロゴマークの使用が許可され、なおかつ食文化ミュージアムには認定フォームが、100年フードには認定証のデータが交付された。互いに認定を受けたことはたいへん喜ばしく、高校生であるベンケイチームにとっては、自ら取り組んだ活動が認められたことで、達成感と自信に繋がったのではないだろうか。当館としても、地域の食文化を後世へ継承すべく実施してきた取り組みが認定されたことに加え、その活動のなかで関わりを持った高校生たちが、自発的に興味を持った郷土料理の普及活動に尽力し、こうした結果となったことは感慨深い。



相馬農業高校でのプレスリリース（写真提供：荒川美記子氏）



前列中央の2人が手にするのは100年フードの認定証（写真提供：荒川美記子氏）



食文化ミュージアム認定フォーム



食文化ミュージアムロゴマーク

6. 受け継がれるベンケイチームの活動

ベンケイの研究は食品科学科の後輩たちへ受け継がれている。年度が変わり、チームに新2・3年生など新しい仲間が加わった際には、ベンケイについて学ぶために来館していただいている。ベンケイの普及や継承のため、それぞれの年ごとに、後輩のみなさんが新たな商品や調理法などを考案しているようすは、とても頼もしい。

令和4年(2022)には、ベンケイを具にして挟んで焼いた「ロボ焼き」というオリジナル料理を開発した。ロボ焼きは、今川焼をロボットの顔のかたちに焼き上げたもので、中身はベンケイとあんこの2種類であった。現在、ベンケイが伝えられた北萱浜地区に、ロボットの一大開発実証拠点施設である福島ロボットテストフィールドが整備されていることにちなみ、伝統と未来をつなぐ新メニューとして、ロボ焼きを考案した^{*17}。ロボ焼きは、同地で10月に開催されたロボテス縁日にて無料で振る舞われた。

令和5年(2023)5月には、南相馬市小高区の公設民営スーパーで、ベンケイを惣菜として商品化し、販売が開始された。パックには100年フードのロゴマークのシールが貼られている。そこで配布しているリーフレットは、当館作成のレシピや解説シートをもとに作られ、当館のYouTubeチャンネルへリンクするQRコードを記載し、ベンケイの作りかたの動画へ誘導するなど、相馬農業高校と当館の連携、協力関係を強調した仕上がりになっている。当館でも、このリーフレットをエントランスホールの郷土料理の展示コーナー脇に配架している。

この年はことのほか喜ばしいニュースもあった。ベンケイチームの一人が、大学入試の際、チームの活動を研究テーマとした論文を提出し、合格を果たしたのである。^{*19}ベンケイが未来ある若者の進路を決定するきっかけとなったこと、そして、当館がその力になれたことは、とても栄養な出来事であった。

昨年(令和6年)は、フリーズドライのベンケイや相馬市松川浦の特産であるアオサ入りのベンケイ



ロボ焼き



南相馬市小高区のスーパーで販売されているベンケイ



ベンケイの歴史

「ベンケイ」は南相馬市原野町の置原地区(特に北置原)に伝わる郷土料理です。昔はお正月用の保存食として重宝され、浄土真宗のお講の時にも供されるハレの大切な食べ物でした。
現在は材料となる大根、芋が(重宝の宝を千したものの)の収穫時期(晩秋〜年)に食べる季節の味として親しまれています。
作りたてよりも冷たくなったものが美味しく、再熱は厳禁です。日にちが経つにつれて味が和らんで美味しくなります。
江戸時代末期、天明の飢饉により荒廃した奥州中村藩の農村復興政策のため、北萱地方から北置原へ入植した移民が伝えた料理です。
移住の出身地の一つである富山県砺波地方(青塚町、砺波市など)には、ベンケイの元になったと考えられる郷土料理があります。

100年フード認定

地域で世代を超えて受け継がれてきた食文化を、100年続く食文化「100年フード」と名付け、文化庁とともに継承していくことを目指す取り組みのひとつです。
南相馬市博物館と相馬農業高校と連携して応募した「100年フード」の「伝統的100年フード部門」で南相馬市原野町置原地区の郷土料理「ベンケイ」が認定されました。
さらに南相馬市博物館が「食文化ミュージアム」に認定され、ともにベンケイの普及活動をしています。

ベンケイの作り方

〈材料〉
・大根→1本
・赤唐辛子→1〜2本
・醤油→大さじ8
・糖→大さじ2
・芋がら→15.5g(6〜8本)
・餅→大さじ8
・砂糖→大さじ4g

〈レシピ〉
①大根は2〜4mmのちょう切りにする。
②芋がらはお湯で洗って10〜15mmに切る。
③大根に油が回ったら、まず糖を大さじ1、2分入れて炒める。
④芋がらを加え、残りの調味料、赤唐辛子を加えて炒める。
⑤味を調整しながら炒り煮し、冷まして味が馴染むまで置く。
※お好みで味調整

調理動画はコチラから→
南相馬市博物館YouTube

〈豆知識〉
「ベンケイ」という名物は、使用する材料が同じであることから、富山県砺波地方の方言「ベンケイ大根おらし」南相馬市博物館が
「ベンケイおらし」唐辛子を入れた大根おらし、おうちで楽しむ
に由来すると考えられます。ベンケイ餅より5割

小高ストアに販売を依頼しています。

相馬農業高校作成のリーフレット(上:オモテ、下:ウラ データ提供:福島県立相馬農業高等学校)

を考案したそうだ。また、学校が「そうざい製造業」の営業許可を取得し、生徒たちが栽培した農作物や、それらを使用して製造した味噌やジャム、パン、お菓子などの加工食品等を販売する校内の「相農ショップ」でベンケイを販売し、好評を得るなど、ベンケイチームの活動は継続中である。今年（令和7年）の5月には、岩手県のホテルが100年フードに認定された東北地方の伝統料理を、ビュッフェのメニューにすることを企画し、福島県の100年フードとしてベンケイが選ばれたことから、ベンケイのリーフレット等を提供し、ホテルの企画に協力したそうだ。東日本大震災後の数年間に比べ、最近では県外でベンケイが注目されることは珍しい。100年フードが広く認識され、少しずつ定着してきたということなのだろうか。このホテルの企画のように、再びベンケイが県外など多方面から関心を集めるようになるかもしれない。

このほかにも、ベンケイチームは、さまざまな普及活動や商品開発等に積極的に取り組んでいる。高校生が主体となって地域の郷土料理に興味を持ち、その歴史を学び、継承のため広く普及させたいと弁当を開発するまでに至ったことは、得難い経験となったに違いない。これからも、そうした活動や技術が後輩たちへ受け継がれていくことを切望する。

当館は、小中学生に比べ、高校生の利用が極めて少ないことが課題でもあるが、こうした状況のなかで、今回紹介したように、高校生のニーズに応え、その取り組みを支援し、さらには連携して目的を達成できたことは、地域博物館としての機能を十分に果たし、貢献することができたといえる。同時にそれは、食文化ミュージアムとしての成果でもあり、それぞれの役割を充足する好事例となったのではないだろうか。相馬農業高校には、今後も可能な限り協力をし、必要に応じて連携して活動することも積極的に検討したい。



ホテルのビュッフェに並ぶベンケイ（写真提供：ANAクラウンプラザリゾート安比高原）

おわりに

当館はこれからも、食文化ミュージアムとして、当地域に根付く食べものや食べかた、調理法、保存技術など、先人たちが知恵を絞り、工夫を積み重ねながら受け継いできた食文化を丁寧に調査、記録し、発信することに注力していきたい。一方で、食文化ミュージアムに認定されたことは、あまり知られておらず、食文化ミュージアムそのものの認知度もまだ一般的ではない。そのことも展示や普及活動をとおして、市民をはじめ、より多くの人びとへ伝えていく必要があるであろう。

謝 辞

本稿執筆にあたり、多くの方がたにご協力を賜りました。

荒川美記子氏、ならびに、ANAクラウンプラザリゾート安比高原には、写真のご提供と掲載をご快諾いただきました。厚く御礼申し上げます。

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構には、写真掲載のご快諾をいただきました。厚く御礼申し上げます。

相馬農業高校には、写真掲載にご快諾いただいたうえ、その他の資料のご提供や写真の収集に

関して多大なるご協力を賜りました。ここに深謝の意を表します。

お力添えいただきました皆さまに重ねて厚く感謝申し上げます。

【注】

- 1 文化庁ホームページ「食文化ミュージアムとは？」
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shokubunka/foodculture/about/foodculturemuseum/>（令和7年6月6日閲覧）
- 2 注1に同じ
- 3 注1に同じ
- 4 文化庁ホームページ「100年フードとは？」
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shokubunka/foodculture/hyakunenfood/about.html>（令和7年6月6日閲覧）
- 5 注4に同じ
- 6 その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、食文化に触れることを目的としたツーリズム
国土交通省 観光庁ホームページ
https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kaifuku/shohikakudai/shokuzai/gastronomy.html（令和7年6月14日閲覧）
- 7 厚生労働省ホームページ「図表8-3-1 新型コロナウイルス感染症を巡るこれまでの経緯（2021年3月末時点）」参照 <https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/20/backdata/8-3-1.html>（令和7年6月22日閲覧）
- 8 福島イノベーション・コースト構想ホームページ「福島イノベ構想について」参照
<https://www.fipo.or.jp/activities-education>（令和7年7月2日閲覧）
- 9 東京農業大学ホームページ「農業ICTの普及に向けた研究開発」参照
https://www.nodai.ac.jp/academics/int/biob/news/biob_project/biob_hatanaka/（令和7年7月2日閲覧）
- 10 相馬農業高校ホームページ 2020年9月30日「ふくしまイノ弁当」制作に向けた試食会が行われました！！参照 <https://soma-ah.fcs.ed.jp/plugin/blogs/show/8/58/638>（令和7年7月2日閲覧）
- 11 注10に同じ
- 12 「相馬農高食品科学科の10人「イノべんとう」開発 相双の食材ふんだんに使用」『福島民報』令和2年10月28日付、「南相馬の郷土食 弁当に 震災で継承危機 相馬農高生が復活」『読売新聞』福島版 令和2年10月28日付、「郷土の料理味わって 相馬農高生開発「イノべんとう」」『福島民友新聞』令和2年10月31日付参照
- 13 「「イノべんとう」販売 相馬農高など3校が開発」『福島民報』令和3年7月14日付参照
- 14 「南相馬市で「ベンケイ」砺波地方伝来の料理普及」『富山新聞』地域ニュース 令和3年12月25日付、「郷土芸能 高校生結ぶ 南砺平と相馬農業（福島）交流」『北日本新聞』地域ワイド 令和3年12月25日付
- 15 注4に同じ
- 16 「文化庁の「100年フード」認定 ベンケイ普及へ意気込み 相馬農高で報告会」『福島民報』相馬・いわき版 令和4年3月12日付
- 17 「相馬農高生が考案 郷土料理「ベンケイ」挟む 「ロボ焼き」召し上がれ」『福島民報』令和4年10月21日付
- 18 「南相馬の郷土料理 ベンケイ 継承、普及へ販売開始 相馬農高 小高ストアに依頼」『福島民報』相馬・いわき 令和5年5月12日付、「南相馬の郷土料理「ベンケイ」「100年フード」惣菜に 小高ストア 相馬農高生らレシピ考案」『福島民友新聞』令和5年5月24日付
- 19 「福島大食農学類総合型選抜合格「新しい価値を創る」」『福島民報』令和5年12月10日付

相双地方の手漉き和紙業を考えるために

南相馬市博物館学芸員 佐藤 義典

はじめに

令和7年（2025）12月現在、福島県の相双地方で和紙は生産されていないが、昭和30年代まで複数の農家が手漉き和紙の製造を行っていた。相双地方の手漉き和紙はおもに地元で消費されるものであったが、紙漉き職人を外部から呼び込むことも少なくなかったようである。

本稿では、まず福島県および相双地域の手漉き和紙業の推移を踏まえたうえで、相双地域の和紙生産地ごとの状況について整理し、和紙づくりの実態と地域性について若干の考察を述べたい。

なお、南相馬市博物館では、令和8年度（2026）冬期に相双地方の手漉き和紙業を題材にした企画展の開催を予定している。本稿は、企画展開催に向けた予備的調査をまとめたものであることを始めに断っておきたい。

1. 手漉き和紙業の動向

(1) 福島県における手漉き和紙業

東北地方の和紙としては、『源氏物語』『枕草子』などの平安文学に登場する「陸奥紙」が早い。この「陸奥紙」の具体的な生産地は不明であるが、現在でも和紙づくりが続けられている上川崎（二本松市）では、冷泉天皇の時代（在位期間は967～969）に紙漉きが始められたという伝承があり、平安中期には現在の福島県にあたる範囲でも和紙がつくられていた可能性が高い。

戦国時代から江戸時代にかけて、需要の増加や各地での産業育成のため、和紙づくりは全国的に発達する。特に畿内以西の西日本では藩による和紙の専売制が実施されたところも多く、和紙づくりが奨励された。福島県にあたる地域で和紙の専売制を行っていたと確認できる藩はあまり多くないが、上遠野（いわき市）で生産された和紙は江戸市場に売り出され、江戸積衆と称する紙問屋の問屋仲間を通じ、上遠野地区を治めていた棚倉藩に利益をもたらしていた。一方で、上川崎のある二本松藩では他領地への販売を禁じていたため、上川崎の和紙（川崎紙）が広く輸出されるようになるのは近代以降であった。

上記のほかにも、会津地方では出ヶ原紙（西会津町の出ヶ原地区）、信達地方では梁川中折紙（伊達市の山舟生地区周辺）が生産されていた。

幕末から明治初頭にかけて、和紙生産業は大きく発展する。養蚕業の普及に合わせた種紙用の紙や、帳簿・教科書用の紙の需要が急激に増加したためである。特に信夫郡や伊達郡方面では養蚕業が飛躍的に発展したため、和紙の生産も非常に盛んになった。また、日常用の和紙（障子紙）についても、近世は禁止されていた自由販売ができるようになった。

明治20年（1887）から昭和15年（1940）までの和紙生産業の動向について、和紙生産戸数と従事者数に注目したい（図1）。和紙生産戸数は明治20年代後半に最大化している。従事者数については、明治32年（1899）以降のデータのみではあるが、同35年（1902）の5554人の記録を中心に明治30年代半ばにピークがある。戸数・従事者数の共通の傾向としては、明治30年代や大正3年（1914）前後に大きな変動があるが、全体としては減少傾向である。

安斎ら（1979）は遠野町（いわき市）の手漉き和紙業の動向を分析し、明治末期から大正



図1 福島県の和紙生産戸数と従事者数

*参考/明治20年、26年、27年は『福島県史』、それ以外は『福島県統計書』。

明治24年、25年については不明。従事者数の統計は明治32年から開始。

なお、『福島県史』においても『福島県統計書』を参考にしたとあるが、該当の統計は見当たらなかった。

時代にかけて、①洋紙、機械漉きの和紙、また、他の和紙生産地の製品との競合、②地場産業の発展（常磐炭鉱の開発など）にともなう労働力の吸収が起きていたことを指摘している。どちらも地域ごとの事情を考慮する必要はあるが、1戸あたりの従事者数は、図中全期間を通し約2.4人～4.3人と小規模であることも踏まえると、全県で同じような状況が進んでいたと考えることができる。

昭和10年代は、戦時統制が次第に強まっていく時期である。昭和15年には福島県手漉き和紙工業組合が結成されるが、この組合によらなければ、原料の楮や加工に使う化学薬品の配給を受けられなくなった。翌16年（1941）には、「風船爆弾」*3作成のため、組合に多くの軍用紙の生産が割り当てられた。

戦後、統制は撤廃され、組合組織は必要性を失い、昭和28年（1953）には安達地方のみを対象とする組織となった。昭和30年代半ば（1960年頃）までは障子紙の需要は消えておらず、県内の製造戸数は500を超えていた。しかし、ナイロンやビニールを漉きこんだ機械生産の障子紙の普及もあり、需要は低下する。

昭和50年代以降、地域ごとの手漉き和紙のほとんどが消滅していった。各地で伝統技術の保護や継承のための努力が続けられ、一度絶えた和紙づくりが復活した地域もあるが、厳しい状況が続いている。

(2) 相双地方における手漉き和紙業

相双地域における近代の生産戸数について動向を確認したい。『福島県統計書』をもとに、明治20年から昭和15年の推移をグラフにすると以下のとおりである（図2）。相馬郡では明治30年代前半が最大で200戸を超え、双葉郡では明治20年代初めに130戸超となっている。より詳しく地域別の動向をみると、相馬郡では大正14年（1925）に山上村（相馬市）6戸、上真野村（南相馬市鹿島区）9戸、金房村（南相馬市小高区）7戸が和紙づくり*4行っていた。また、双葉郡の荻宿地区（浪江町）では明治15年（1882）頃には15戸、大正10年頃（1921）には13



図2 相双地域の和紙生産戸数
*参考/福島県統計書 空白の年はデータなし。

戸が和紙づくりを行っていたという^{*5}。その後、昭和15年には相馬郡23戸、双葉郡15戸となっていて、最盛期の10分の1近くまで減少している。

昭和15年には福島県手漉和紙工業組合が結成されるが、この組合は上川崎に事務所を置き、福島県を6つの支部に分けて管轄した。相馬郡・双葉郡にあたる地域は相馬支部であり、昭和16年頃の支部員は、日立木村（相馬市）4人、山上村3人、原町市（南相馬市原町区）22人、小高町（同市小高区）7人、浪江町9人であった^{*6}。

戦後の和紙生産戸数について、野村（1956）によると、昭和28年には相馬地区37戸、双葉地区11戸が数えられている。菟宿地区では昭和50年（1975）頃まで和紙づくりを続けた家もあったようだが、相双地方のほとんど地域では、昭和30年から40年の間に行われなくなった。

2. 相双地方の手漉き和紙生産地

相双地方の和紙生産地について、野村（1956）は12地域を挙げているが、ここでは日立木・山上（相馬市）、上真野（南相馬市鹿島区）、石神（同市原町区）、金房（同市小高区）、菟野（双葉郡浪江町）の5地域を取り上げる（図3）。地域区分には便宜的に昭和25年（1950）時点の行政区画を参考にした。地域ごとに、①由来・歴史、②楮の収集範囲や量、③工程ごとの担い手、④楮皮と和紙の販売・頒布、の5項目に分けて検討する。

使用する資料について、①は、奥州中村藩の地誌として作成された『奥相志』、ならびに相馬郡初代郡長の大須賀次郎（筠軒）による明治12年（1879）の見聞録『巡村雑記』をおもに参考にする^{*8}。②～④については、市町村史掲載の記事を中心に、昭和初頭～昭和40年代までのようすを分析対象とする。

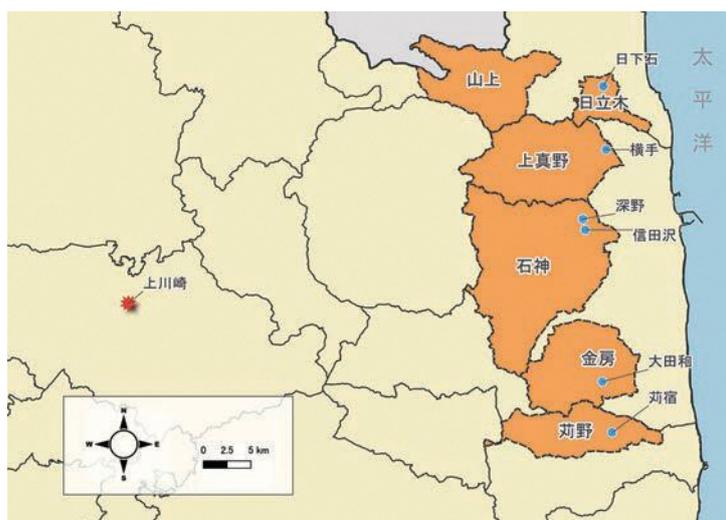


図3 相双地方の和紙生産地と上川崎

*地図は国土数値情報（行政区画データ <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-2025.html>）を加工して作成。実線は令和8年（2026）1月現在、破線は昭和25年（1950）現在の市町村境界を指す。

ここで、手漉き和紙の工程について先に説明する（図4）。和紙ができ上るまでの作業を大きく3つに分けると、楮の処理、漉き方（紙漉き）、乾燥・裁断に分かれる。

楮の処理は厳寒の時期に水を使った作業が続くため、大変な工程であった。まず、2尺から3尺（およそ6～10センチメートル）程度の長さに刈り取った楮を大釜で蒸かし（楮ふかし）、乾く前に5、6人程度で一気に皮を剥いていく（楮むき）。剥ぎ取った皮を一度乾かしてから冷水に漬け、刃物で黒い表皮を取り除いた（楮ひき）。表皮がついたままの楮皮を黒楮、除去したものを白楮と呼んだ。続けて、表皮を取り除いた楮皮をアクや苛性ソーダで煮て

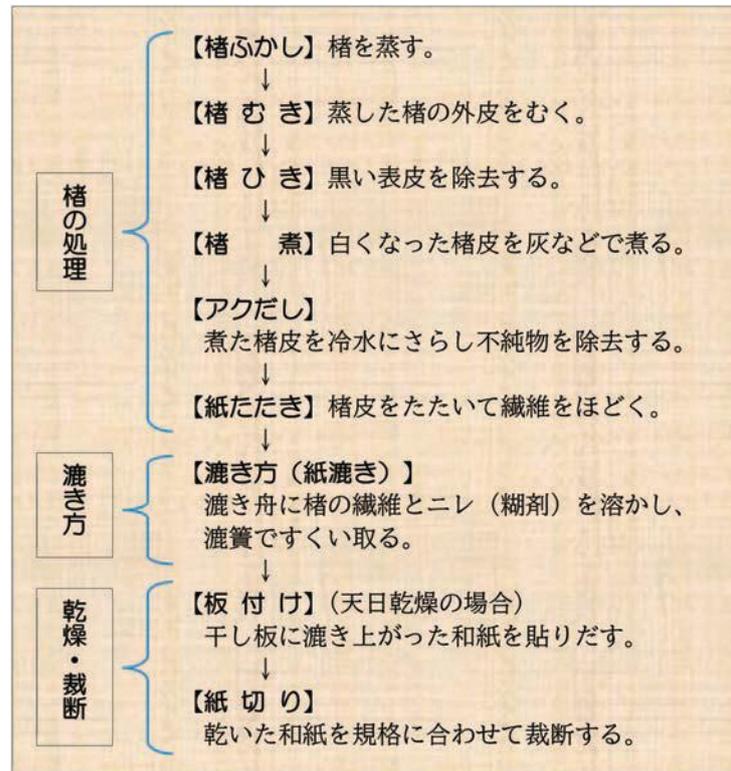


図4 和紙づくりの工程

（楮煮）、水にさらし不純物を取り除いた（アクだし）。楮皮が十分に白くなったら、打撃を加え繊維をくだき、ほぐした（紙たたき）。機械が導入される以前は、櫛の棒でたたいた。

漉き方（紙漉き）は高度な技術が必要とされる。漉き船に水をはり、細かくした楮の繊維とニレ（ノリウツギヤトロロアオイを使った糊）をよく混ぜる。この溶液を、簀をはめ込んだ簀桁（簀タガ）で上下に揺るようにしてすくい上げる。厚さを均一にするのは非常に難しい。漉きあがった紙を積み重ね、重石やジャッキで押し、水分をしぼった。

余分な水分をしぼった紙を、天日、もしくは蒸気で熱した鉄板の上で乾かす（蒸気乾燥）。蒸気乾燥は新しい技術であり、もとは紙を一枚ごとに板に張り付け、乾燥させていた。乾燥させた和紙は地域ごとの規格に応じて裁断する。障子紙の規格は地域ごとにさまざまであり、たとえば、縦9寸3分・横3尺の磐城判や、縦8寸2分（もしくは8寸3分）・横2尺3寸の相馬判などがあった。およそ旧藩域にあわせて異なる。

(1) 日立木・山上

①由来・歴史

旧日立木村・山上村にあたる地域とその周辺の和紙づくりについては、『奥相志』に言及があり、古くから中折紙、襖紙、筵の縁などが産出されていたようである。由来は不明だが、相馬市立山上小学校の北方の山中には紙漉沢という地名が残されていて、当地と紙漉きの縁がうかがわれる。『巡村雑記』では言及がない。

特に旧日立木村の日下石^{にっげし}では和紙づくりが盛んで、全戸が携わっていた時期もあったようであるが、太平洋戦争の頃にはすでに数戸程度まで減少していた。昭和30年代半ば（1960頃）には消滅している。

『相馬市史』（昭和版）には、日下石で手漉き和紙業を営んでいた佐藤明義氏（明治40年〔1907〕生まれ）から聞き取った内容が掲載されている。佐藤家は代々和紙づくりを行っていて、明義氏は昭和初頭（1920年代後半）から昭和30年代半ばまで従事していた。廃業に至った原因は、賃金の上昇により経営が成り立たなくなったこととしている。最盛期（筆者注：昭和12、13年〔1937、38〕頃か）は、和紙づくりによる年間の粗収入は1000円以上に上った^{*9}が、職人の賃金は1日あたり35銭であった。太平洋戦争が始まる頃には1日あたり1円程度まで上昇したという。

②楮の収集範囲や量

日立木から飯豊、大野、山上、八幡^{やわた}では、農家が障子紙と交換するために畑のすみなどに楮を植えていた。和紙製造農家ではこれらを秋に集め漉いた。集める際、正月の門松に間に合わせるという約束が交わされた。漉きあがった紙の6割程度は原料との交換に当てられた。

最盛期は年間5000～6000貫の楮を集めていた。

③工程ごとの担い手

楮の手配や処理は家族、もしくは近所の住民で行っていたが、漉き方には丸森町^{まるもりまち}（宮城県）もしくは上川崎^{かみかわさき}（二本松市）の紙漉き職人が従事するという分業体制が取られていた。佐藤家の場合、明義氏が昭和初頭に家業を継いでからしばらくの間は丸森から紙漉き職人を頼んでいたが、その後は二本松に、続けて上川崎から頼むようになった。

上川崎は急峻な山間部に位置するため、稲の収穫量は少ない地域であった。そのため、「相馬に来ると白飯や魚、酒が飲める」と喜んでやってきたという。紙漉き職人との労働契約は10月から12月、正月明けから春先までの2期に分けて取り交わされた。

④楮皮と和紙の販売・頒布

楮との交換に使う紙を「もと紙」と呼ぶ。戦前は、つくった和紙の6割をもと紙に使ったが、残りの4割は売られた。佐藤家の場合、明義氏の母が行商に出たり、中村や原町の商店に卸したりした。戦中は県和紙組合を通して資材の配給や楮皮の買い取りが行われた。組合の相馬支部が指定していた商店に売ることもあった。

戦後も県和紙組合を通じて上川崎に楮皮が売られた。これは日下石で紙漉きがあまり行われなくなったあともしばらく続いており、和紙づくりをしていた農家では自家で漉いた紙ではなく、上川崎から購入した和紙をもと紙に当てた。

また、和紙に発酵させた柿シブを塗った、シブ紙の需要も高かったようだ。シブ紙は床下からの冷気を防ぐため^{*10}筵の下に敷いて使った。

(2) 上真野

①由来・歴史

『奥相志』では言及がない。『巡村雑記』には「禧原ヲ除其外ノ組村ハ皆紙ヲ製ス然モ多カラス」とあり、現在の鹿島区にあたる地域では複数の村落で和紙づくりが行われていたと考えられる。『鹿島町史』（平成版）では、旧上真野村の山根と呼ばれる地域（小池・岡和田・山下・横手など）では昭和30年代まで和紙づくりが続けられていたと述べられている。

②楮の収集

畑のすみや土手などに楮を植えている農家も多かった。各家で刈り取った楮を持ち込んだり、各地区にいた紙漉きの世話人が楮を集めたり、また和紙製造農家が刈り取りにいたりした。和紙づくりをした横手のS家では、塩崎・大内・北屋形・海老（いずれも南相馬市鹿島区内）

などから楮を集めた。

③工程ごとの担い手

上川崎からの出稼ぎがあった。漉き方を行う男性の職人1人に加え、女性3人ほどが組になって訪れていた。蒸した楮の皮むきのほとんどは、この女性たちが行った。上川崎の人たちは12月初旬から紙漉きを始め、正月には一度帰った。正月が明けると3月いっぱいまで紙漉きを行った。また、地元の人でも5、6人ほど手伝いに頼んだ。紙漉きの道具は上川崎の職人を通じて購入したという。

④楮皮と和紙の販売・頒布

もと紙としての交換と販売があった。紙の大きさは、『鹿島町史』（平成版）に「相馬判と呼ばれる中折紙で縦2尺、幅9寸3分」とあるが、相馬判は幅8寸2分（3分）、磐城判が幅9寸3分であるため、どちらか不明である。販売の際は5枚ずつ中折に折ったものを1帖とし、1束10帖に束ねて売った。余った楮は上川崎に売った。

(3) 石 神

①由来・歴史

『奥相志』では言及がない。『巡村雑記』では深野^{ふこうの}、押釜^{おしがま}、中太田^{なかおた}などに和紙製造農家がいることが示され、「産馬養蚕抄紙ノ三事ハ組各村ノ業ナリ」「紙ハ押釜ヲ推シ十八戸アリ」とある。深野、押釜を含む旧石神村では江戸時代から和紙づくりが盛んであり、中折紙や障子紙が作られた。

石神村は蚕種業が盛んな地域であったため、種紙用の紙も漉かれていた可能性が高い。

『郷土誌（石神村）』では、石神の製紙業は古くから行われていたこと、明治39年（1906）には産額が4300円以上に達したが、その後は衰退傾向にあり、一部の楮皮をそのまま輸出するようになったことが記されている。

ここで、和紙研究の文脈ではよく用いられる書籍、『紙漉村旅日記』を紹介したい。著者で和紙研究家の寿岳^{じゅがくふんしょう}文章とその妻のしづは、昭和12年（1937）から4年間にわたって日本全国を訪ね歩き、当時の和紙づくりのようすを調査した。その成果をまとめた同書は、紙漉きに関する全国的な実地調査記録として貴重な資料である。寿岳夫妻は昭和13年（1938）に深野^{しだざわ}と信田沢を訪れ、深野で手漉き和紙業を営んでいた鹿山甫氏に取材をしている。

鹿山氏によると、深野の和紙づくりは天明の飢饉に際し、加賀藩から呼ばれた紙漉き職人が始めたものだという。また、寿岳氏は、鹿山氏が作成した和紙を「（筆者注：パルプが少量混入しているが）決して悪い紙ではない。松板に藁箒で貼り付けた強い感じが出てをり、この辺の土地の荒々しい冬によく耐へるであらう」と評価している。当時、作業効率化を意図した薬品や機械の導入により、和紙の品質は全国的に低下傾向にあったため、いかにも和紙らしい紙質の頑丈さは寿岳氏の目を引いたようだ。

②楮の収集範囲や量

楮は紙との交換で集めた。深野は土手などで楮を栽培する農家も多い土地であったが、同地のM家では雫^{しどけ}（原町区）から岡和田（鹿島区）まで楮の集荷に行った。紙を漉かない農家では、刈り取ったままの楮を束ねて名前を書いた紙をつけて土手に置いておき、和紙づくりをする人が馬車などで回収してあるいた。

③工程ごとの担い手

深野のM家では、上川崎から職人を頼むことがあった。職人（男性）は11月中旬から3月

の彼岸頃まで紙を漉いたが、忙しい年は正月も上川崎に帰らないことがあった。また、手伝いの女性も上川崎から来ていた。彼らは朝7時頃から夜の9時まで働き、平均で大判400枚を漉きあげた。

④楮皮と和紙の販売・頒布

明治35年（1902）に私設伝習所を設け、土佐流の漉き方を採用し、4尺7寸に1尺9寸5分の大型の簀を使用するようになった。

一方で、障子紙の規格は2尺5分に8寸2分であり、これを5枚ずつ中折に折ったものが1帖、1締は50帖であった。これを1日500帖以上漉いていた時期もあった。

楮を提供した農家へ渡す紙について、昭和10年代には楮10貫に障子紙20帖の比率であったが、やがて楮1貫に障子紙1帖へと減っていった。

販売については、販路は地元に限られていたが、昭和初期には毎年10万帖が売られた。

余った楮皮は上川崎に売った。最盛期には1000貫以上を送っていた。

(4) 金 房

①由来・歴史

旧金房村（現在の小高区内陸部。金谷、川房、大田和など）は、古くは紙の特産地であった。『奥相志』では旧金房村の金谷での和紙づくりについて、「古より紙襖を出す。これを服すれば則ち風を防ぎ寒を避く。又席縁を出す。紙を以てこれを製す。恰も皮の如し。共に名産たり」と記している。『巡村雑記』では、「製紙ハ此組村中川房金谷最モ可ナリ実ニ我郡ノ一産物タリ」としたうえで、いわき方面の紙と比べると質が良くなく、改良の余地があると指摘している。

大正から戦後にかけてのようすについては、大田和で手漉き和紙業を営んでいた半杭喜一氏（明治25年〔1892〕生まれ）、細川勇氏（大正12年〔1923〕生まれ）への聞き取り記録が詳しい。半杭家、細川家ともに三代以上前から和紙づくりを続けていた。細川家は、先祖が奥州中村藩から紙漉きの技術を請われて二本松から移り住んできたという伝承を持っている。

また、金房地域では早くから組合組織が置かれていた。明治35年、旧金房村の和紙製造農家で組織された「和紙製造者組合」には大田和の10戸をはじめ、合わせて19戸が参加している。組合は「相双和紙製造二郡組合」となったのち、「小高郷和紙業者協同組合」に変わり、昭和42年（1967）に解散する。

廃業に至った背景として、細川氏は、重要な減少が大きかったとしている。機械漉きの和紙やビニール障子の普及により日常使いの和紙は売れなくなり、また、唐傘や戸籍謄本用の紙が必要とされなくなったことも大きかったという。ほかにも、楮の減少、労働力の不足などがたり、昭和40年代に金房の和紙づくりはなくなった。

②楮の収集範囲や量

ほかの地域と同様、和紙づくりをしていない農家でも畑や田のあぜに楮を植えていた。

和紙製造農家では、刈り取られた楮を回収して回り、紙が漉きあがると決まった量を納める物々交換形式であった。大規模に和紙づくりを行っている家では楮を多く確保するために、楮を植えている農家と契約をしていた。

楮を集める範囲について、大田和の佐々木家では、小高区内だけではなく、浪江町から鹿島区に及んだ。前述の細川氏は、当時ではめずらしい通年操業を行っていたため、楮の必要量も多く、いわき方面や埼玉県小川町おがわまちから取り寄せたこともあったという。

③工程ごとの担い手

家庭内で完結していた家と、外部（おもに上川崎）から職人を呼び寄せ製紙を行っていた家とがある。上川崎の職人は20代の若者が多かったが、夫婦で訪れる場合もあり、女性は楮の皮むきなどに従事した。

大田和の細川家では、最盛期には8人程度の職人を雇っていた。うち漉き方は2人で、ほかは楮の皮むきなどをした。上川崎には福島県の園芸指導所（原文ママ。県和紙工芸指導所の誤りか）があり、そこに依頼して腕の良い職人を手配した。また、小川町^{*13}からも職人を呼んだ。

ほかにも、金房地区の東方に隣接する地域で、町場の南小高では、高島勝義氏・敬一郎氏の父子も通年営業の企業的な和紙づくりに取り組んだ。勝義氏は浪江町苧野地区の出身で、実家では和紙づくりが行われていたという。南小高では、戦後の昭和20年代から35年（1945～60）頃まで操業し、紙漉き職人を多い時には14、15人雇っていた。漉き方は職人たちが行い、家族は裁断と販売を行った。

④楮皮と和紙の販売・頒布

障子紙は相馬判であったものが、のちにより大きい磐城判になったという。大田和の細川家では唐傘用に倍判でも漉いた。倍判は縦が6尺あり箆が大きいので、漉くのが難しかった。

楮とも紙の比率の相場は、和紙づくりが盛んだった頃は楮10貫目に対し相馬判で16帖程度であった。大規模に和紙づくりを行っている家では楮の確保に苦心した。

また、大規模に和紙づくりをしていた家では、障子紙だけでなく、唐傘用、提灯用の紙、戸籍謄本の紙を漉いた。戸籍謄本の紙は化学薬品が多く入ると焼けてしまうため、楮のみで漉いた純粋な和紙が必要とされた。

大田和の細川家では、自身が和紙づくりをやめてからも地域の楮を集めて上川崎に送り、上川崎から入手した和紙を楮提供者の農家へ渡したり販売したりした。

(5) 苧 宿

①由来・歴史

『奥相志』では苧宿について「邑人農隙に蚕を養ひ或は紙工を為す。繭糸及び楮皮紙^{*14}を以て土産と為す」とある。苧宿で和紙づくりが盛んであった背景として、室原川の洪水に備え、土堤が流出しないように土手に楮を植えたこと、水が豊富であったことが指摘^{*15}されている。和紙づくりは水の冷たい冬場に行く辛い作業であったため、「嫁にいくなよ苧宿、加倉 夜は楮打ち、昼水仕事」と謡われるほどであった。

苧宿の紙漉きは元禄時代（1688～1704）には行われていたとされる。明治時代には過半数の家で和紙づくりをしていたとされ、明治15年（1882）頃には15戸、大正10年（1921）頃には13戸、昭和40年（1965）頃には7戸（もしくは3戸）が和紙を製造していた。もっとも遅くまで続けていた家では昭和50年（1975）頃まで行っていた。

苧宿地域の記録としては、山田藤衛「苧宿の手漉き和紙の由来」（1984）に詳しい。山田氏は昭和20年（1945）に先代から経営を引き継ぎ、上川崎や上遠野、石神、また、埼玉県小川町などを視察し技術や設備の改良・導入に努めたようである。^{*16}

②楮の収集範囲や量

双葉郡大熊町から小高区までの範囲が中心だったようであるが、山田家の「楮集荷台帳」をみると、双葉郡・相馬郡のほか、田村郡、いわき市、郡山市方面まで集荷先が広がっている。^{*17}山田家では最盛期にはひと冬に7000貫の楮を集めた。

また、地元の和紙づくりを行っていない家でも畑の土手などに楮を植えていた。晩秋に刈り取り、約束の日に道端に出しておく、和紙製造者が集めて回った。その後、春に新しく漉いた和紙を返した。

③工程ごとの担い手

毎年冬に上川崎の職人を呼んだ。上川崎の職人は、昭和30年（1955）頃まで3人くらいの組になって訪れていた。1週間から10日ほど泊りがけで紙漉きをしていった。また、楮の皮剥きのため、山形方面から女性の出稼ぎもあったという。

山田藤衛氏は自ら漉き方を担ったが、山田家に6年間通っていた安齋岩之助という人物から技術指導を受けたという。上川崎の紙漉き職人には安齋姓が非常に多く、岩之助氏もおそらく上川崎の職人であろう。紙漉きの道具も上川崎から入手するが多かったという。

④楮皮と和紙の販売・頒布

刈宿では「沼田の障子紙」と呼ばれる障子紙の生産が多かったが、出荷先に合わせて、相馬判、磐城判を作り分けた。楮とも紙用の障子紙の交換比率は、楮1貫目に対し障子紙5枚もしくは10枚（5枚で1帖）。詳細は検討が必要だが、おそらく家や時代によって比率は変わったものと思われる。障子紙のほか、蚕繭を出荷するための繭袋や、和紙を貼り合わせ柿シブを塗ったシブ紙を作った。

山田家でもさまざまな規格の和紙を漉いたようだが、年代によって変遷がある。昭和15年（1940）頃までは小判漉き（幅7センチメートル、横28センチメートル程度の半紙2枚続き相当のもの）を生産した。昭和20年代には、幅62センチメートル、横19センチメートル程度の大判漉を導入している。

戦後になると、和紙の販売よりも楮の仲介のほうが採算性の高いものになった。山田家では、上川崎、小川町、山形市、^{からすやま}烏山（栃木県那須烏山市）などの有名和紙生産地に出荷していた。収集した楮のうち3割はもと紙に、残り7割は楮として出荷した。

3. 南相馬市の手漉き和紙業の実態

(1) 聞き取り調査記録（^{しだざわ}信田沢・^{ふこうの}深野）

令和7年（2025）に南相馬市の和紙づくりについて調査を行ったところ、数名から当時のようすについて聞き取ることができた。聞き取った内容を再構成のうえ下に記す。

①田中直人氏（信田沢・昭和9年〔1934〕生まれ）

高校を卒業した昭和27年（1952）から4、5年ほど紙を漉いた。漉き方以外のことはあまりしておらず、製造した和紙の流通・販売など、手漉き和紙業の経営は父（田中寅恵氏。大正4年〔1915〕生まれ）が行っていた。田中家の和紙づくりの初代は祖父の直喜氏（明治生まれ）である。田中家では稲作と養蚕をおもな家業とし、あわせて戦後には酪農やタバコ栽培にも取り組んだ。手漉き和紙業は副業であった。戦中、父が出征した際は和紙づくりを取りやめたが、戻ってきてからは再開した。父が復帰した当初、漉き方は叔父が行っていたが、叔父が家を出たあとは引き継いだ。

和紙製造農家の集まりのようなのはなかったが、父は相双地区の手漉き和紙業者を訪ね「紙検査」を行っていた。「紙検査」では具体的に何を検査していたかは分らない^{*18}。

楮は、北原（原町区）や川子^{かわこ}（鹿島区）の土手に生えていたものをその土地の人に刈り取ってもらい、リアカーをひいて楮集めに向かった。楮を提供してくれた農家には重さに応じて、漉いた和紙を渡した。ニレは栽培していた。和紙づくりをする家では皆、ニレを育てていた。

楮の皮むきは、隣近所やバツケ（分家）から手伝いがあった。家族のほか、5、6人が手伝いに来ていた。皮むき以外の工程は家族だけで行った。稲作や養蚕で十分に収入があったため、外から職人を呼ぶほど大きく和紙づくりをする必要はなかった。

現在は基盤整備でなくなっているが、昔は家屋のすぐ近くに幅1間半（約273センチメートル）くらいの小川が流れていて、そこで楮皮をゆすいだ。手が冷えるため、お湯を入れたバケツを川べりに持っていき、手を温めながら作業した。ゆすいだ楮皮は角棒を両手に持ち、叩いて繊維をほどいた。原料には楮だけではなく、パルプも使った。

もともと紙は天日で乾燥させていたが、昭和30年（1955）頃から蒸気乾燥（鉄板に熱い蒸気を当てて、熱で乾燥させる方法）をするようになった。天日干しの際に使っていた干板には、一度に3枚の紙を貼ることができた。紙の裁断はバンという台に厚い板を当てて行った。

昭和30年代になると、近隣の工場に勤めるような人も増え、和紙づくりを続ける家もなくなっていくた。

②二谷 眞氏（信田沢・昭和26年〔1951〕生まれ）

近隣のK家が昭和30年代後半（1960年代前半）まで和紙づくりを行っていた。K家の和紙づくりはほとんど家族だけでやっていたようだが、小学校5、6年生のとき、楮の皮剥きを手伝ってお小遣いをもらっていた。紙を漉くのはK家の父親の仕事だった。K家では4町ほどの桑畑を持っていて、その一角に楮を植えていた。K家ではないが、地元で和紙づくりをしていた人から、紙漉きの技術は上川崎から来た職人に教えてもらったと聞いたことがある。

和紙づくりをやっていた家は大きい農家ばかりだったと思う。小さい農家は東京へ出稼ぎに行ったり、工場に働きにいったりしたから、続けられなかったのではないか。

③細川雄司氏（深野・昭和23年〔1948〕生まれ）

幼少の頃、楮の皮むきを手伝っていた。漉き方や和紙の裁断は父の仕事だった。上川崎から来た職人は見たことがないが、上川崎の人から紙漉きを教えてもらったと聞いている。

11月頃から楮集めをした。楮を刈り取る場所はだいたい決まっていた、遠いところだと高平（原町区）まで行った。楮は漉いた和紙と物々交換で刈り取らせてもらっていた。

和紙づくりには叔父や叔母も参加し、4～6人程度で行っていた。楮は長さ1メートルほどに切ったものを束ね、直径1メートルぐらいの釜で蒸かした。蒸かす作業は1日3回行った。皮を剥いたあとの芯は薪にした。漉いた和紙は鉄板に張り付け、下から蒸気で熱して乾燥させた。天日で干すより早く乾いた。

昭和38年（1963）に廃業し、皮むきまで終わっていた楮を深野全体で集め、上川崎を持って行った。

(2) 南相馬市博物館収蔵品について

南相馬市博物館に収蔵されている紙漉き関連資料（以後、館蔵資料とする）のうち、できあがる和紙の規格が分かる道具（漉簀、漉き桁、紙切台）を列挙すると、表1のとおりとなる。各資料は昭和時代に使用されていたものと推測される。

相双地方でつくられた和紙のおもな

表1 南相馬市博物館所蔵の紙漉き道具（一部）

No.	資料種別	地域	寸法 (cm)
1	漉き桁	原町区深野	60.1 × 138.2
2	漉き桁	小高区南鳩原	60.9 × 142.8
3	〃	〃	65.0 × 84.0
4	〃	〃	60.7 × 100.4
5	紙切板上板	〃	50.3 × 65.3 ※分解時 25.2 × 65.3
6	漉き桁	原町区深野	66.5 × 98.7
7	漉き簀	〃	57.6 × 142.4
8	〃	〃	57.6 × 141.5

用途は障子紙である。地域ごとに障子紙の規格は異なっていたが、各資料の寸法はどの規格と一致するか検証したい。なお、一般に一度に漉く紙の大きさは、目的の規格の2枚分や4枚分であることが多い。また、漉きあがった紙の端は裁断するため、各資料の寸法は必要な大きさよりもやや大きいと思われる。

No. 1・2・7・8は、4つに分けると縦8寸3分（約25.1センチメートル）・横2尺3寸（約69.70センチメートル）の相馬判の紙が得られる。No. 4・6は縦9寸3分（約30.7センチメートル）・横3尺（90.9センチメートル）の磐城判2枚、No. 5は相馬判2枚と大体同じ大きさである。No. 3については、現時点では当てはまる規格を見つけられていない。相双地方で障子紙として用いられていた和紙の規格は、前項の各生産地の記録を参考にすると、相馬判や、磐城判が多かったと推測され、No. 3を除くほとんどの館蔵資料が相馬判・磐城判と合致することと矛盾しない。

続けて、収蔵資料のうち、和紙を切断するための道具に注目したい。館蔵資料で和紙切台とされるもの（写真2）は、箱状で天板に包丁を差し込む溝が空けられた構造である。これは上川崎などで使われる和紙切台とは大きく異なる形状である。また、この和紙切台に収納された状態であった紙切包丁（写真3）も、一般的な紙切包丁と形状が異なり、桑切包丁に酷似している。令和6年（2024）に新しく寄贈された紙切包丁（写真4）も、桑切包丁と同様のかたちであった。以上のことから、養蚕道具などのほかの用途で使われていた道具が、和紙づくりの道具に転用されていた可能性がある。



写真1 漉き桁（表1No. 6） タガやスタングなどと呼ばれる。



写真2 たち箱と収納された紙切包丁 南相馬市原町区で使われていたもの。



写真3 紙切包丁 写真2の紙切包丁の全体。



写真4 紙切包丁 令和7年の新規収蔵資料。柄部分欠。写真3と似た刃形をしている。

結びにかえて ― 若干の考察と今後の課題 ―

(1) 出稼ぎ職人の介在・上川崎とのつながり

本稿で取り上げた5地域においては、出稼ぎの紙漉き職人の関与が共通している。この状況は、『奥相志』や『巡村雑記』には記載がない。日下石では大正期には出稼ぎの職人を呼ん

でいたようであるが、石神地域の和紙づくりを記録した昭和12年（1937）の『紙漉村旅日記』にも該当の記述はなく、またほかの3地域でも出稼ぎ職人の存在がわかる記事で、大正以前にさかのぼるものは見つけられていない。

出稼ぎ職人の本拠地については、丸森町まるもりまちや小川町おがわまち（埼玉県）など複数の地名が見られたが、上川崎の職人が主軸である。相双地方の広い範囲で、上川崎の紙漉き職人が活躍している。

聞き取り調査を行った信田沢の田中家、深野の細川家では、出稼ぎの職人は雇っていない。田中家の事例では、稲作そのほかの収入源が充分にあったことを挙げている。また、信田沢の二谷氏の印象では、経営規模の比較的大きい農家が和紙づくりを続けていたという。職人を雇うためには元手となる資金が必要であり、収入の多少と職人の雇用の有無にどんな関連があったのか詳しく検討していきたい。

また、和紙の大生産地である上川崎は、出稼ぎ職人を送り出すだけでなく、紙漉き技術や商品流通の結節点としての性格も持っていたようである。相双地方において紙漉きの道具の購入は上川崎を介していたようであるし、余った楮皮の売り先はやはり上川崎であった。この流通ルートが強化される契機は、昭和15年（1940）の福島県手漉和紙工業組合の結成であろう。上川崎に事務所を置いたこの組合は、戦時体制のなかで福島県一帯の手漉き和紙産業の統制を担った。戦後も相双地方の在地の和紙製造が衰退するなか、手漉き和紙業を廃業した和紙製造農家が、地元の楮だけを上川崎に送り、対価として上川崎産の和紙を得て、それを地元の楮提供者にわたすという構造ができあがっている。

(2) 副業としての手漉き和紙業

信田沢しだざわの田中家の事例では、多くの副業を組み合わせ暮らしているようすがうかがわれる。一部の事例を除いて、和紙づくりはあくまで数ある副業の一つであった。一方で、和紙づくりは時代によっては非常に大きな収入をもたらす産業でもあり、外部から専門的技能者を呼び込んでまで行われるという特殊性も帯びていた。

また、信田沢の二谷氏の印象では、経営規模の比較的大きい農家が和紙づくりを続けていたということもあり、山間地域の有名和紙生産地のような、生活の必要に迫られて行われた和紙づくりとは異なる様相がうかがえる。

ほかにも、館蔵資料の和紙裁断用具からは養蚕の道具が転用されている可能性が考えられる。養蚕業と手漉き和紙業の強い結びつきについては、産業の発展の側面から既に多くの指摘があるが、道具を通じた指摘はあまり見当たらない。この点をより精査していきたい。

謝 辞

本稿の執筆にあたり、貴重な情報をご教示いただいた田中直人氏、細川雄司氏、二谷眞氏に厚くお礼申し上げます。

【注】

- 1 紙漉きには、抄紙機を使用する機械漉きと、職人の手作業で行う手漉きがある。本稿でいう「和紙づくり」は、おもに手漉きの和紙の製造を指す。また、和紙生産に関わる一切の総称を「紙漉き」ということもあるが、本稿では漉き桁・漉き舟を使う特定の工程のみを「紙漉き」とし、作業の総称を「和紙づくり」もしくは「手漉き和紙業」とする。
- 2 『上川崎郷土史』（明治43年）に「冷泉天皇ノ御宇康平年中本村川ノ端栗船渡場邊リニテ紙漉ヲ創メ」夫ヨリ傳習ヲ受クルモノ多ク（以下略）」とある。なお、『上川崎郷土史』は二本松郷土史研究会（2007）『二本松郷土史研究会資料集』第6巻所収のものを参考にした。

- 3 「風船爆弾」は太平洋戦争中、アメリカ合衆国の本土を直接攻撃するため、焼夷弾を吊るした気球を偏西風に乗せて飛ばした作戦。気球は、全国の和紙生産地でつくられた和紙を蒟蒻糊で貼り合わせて作られた。数百発がアメリカに到達したと推測され、死傷者も発生している。
- 4 安斎保夫・安斎宗司『ふくしまの和紙』歴史春秋社（1979）
- 5 山田藤衛「苧宿の手漉き和紙の由来」浪江町郷土史研究会『浪江町近代百年史』第1集（1984）
- 6 安斎保夫の調査・記録による。
- 7 昭和28年の和紙製造業者分布として、相馬郡では上真野村、大甕村、太田村、金房村、小高町、石神村、日立木村、大野村、山上村、双葉郡では苧野村、大堀村、長塚村が挙げられている。野村勝美（1956）「福島県の手すき和紙産地の分布について」（東京学芸大地理学会『地理学会誌』5）
- 8 『奥相志』は相馬市史編集委員会編『相馬市史』4 資料編1 福島県相馬市（1969）、『巡村雑記』は南相馬市教育委員会文化財課市史編さん係編『原町市史』6 資料編Ⅳ「近代」南相馬市（2012）および、相馬市史編さん委員会編『相馬市史』7 資料編Ⅳ「近代・現代」（2018）を参考にした。
- 9 昭和13年の年間生産総額の1人当たりの金額は、双葉郡131.71円、相馬郡148.02円（『福島県統計書』第56回下、1941）であり、非常に大きな金額といえる。
- 10 佐藤隆『日立木小学校学区に歴史を訪ねて』相馬市日立木小学校地区郷土史出版委員会（2010）
- 11 前年（明治34年）、旧石神村の村会に同村牛越の守屋春記・守屋俊が製紙の私設伝習所の開設を申請している（南相馬市教育委員会博物館市史編さん係編『原町市史』11 特別編Ⅳ「旧町村史」）。
- 12 岩本義輝氏による調査。初出は以下のとおり。半杭喜一氏（大田和）：「小高の紙漉き（一）」『磐城民俗』15号（1976）、高島敬一郎氏（南小高）：「小高の紙漉き（二）」『磐城民俗』16号（1977）、細川勇氏（大田和）：「小高の紙漉き（三）」『磐城民俗』17号（1978）
- 13 相双地方で和紙づくり従事者の視察先や楮の販売・購入先、また雇われ職人の出身地として埼玉県小川町がたびたび挙げられている。明確な理由は不明だが、相双地方の和紙づくりと密接な関係を持つ上川崎では、紙漉きの簀桁や簀の購入・修理を小川町に依頼することが多かった（村川友彦「上川崎における手漉き和紙について」『福島史学研究』復刊第16号 1972）。
- 14 「楮皮紙」という紙は不明であるが、近接する加倉地区の項では楮皮紙と記されているため、おそらくは楮皮紙の誤りであろう。
- 15 浪江町史編集委員会編『浪江町史』別巻Ⅱ 浪江町の民俗福島県双葉郡浪江町（2008）ほか
- 16 前掲5
- 17 東京文化財研究所（無形文化遺産部）『かりやど民俗誌』（2018）所収
- 18 太平洋戦争中、和紙製品に統制外の物資が使われていないか検査が行われていた。田中氏のいう「紙検査」もおそらくその一環であると推測される。
- 19 表1 No. 5の和紙切台は、それぞれ凸部と凹部がある厚板2枚1組のものである。上川崎でも同様の紙切台を使用していた。なお、伊達地方では、桑切包丁を収納する箱として写真2によく似た道具が使われていたようである（伊達市教育委員会『伊達市文化財調査報告書第1集 伊達地方の蚕種・養蚕・製糸関連用具』（2018））。
- 20 上川崎などで使われている紙切包丁の刃形は方形もしくは中央に頂点が来る円い形であるが、収蔵資料の紙切包丁は、柄との接合部が最も幅広で、先端に向かってなだらかな曲線を描きながら細くなっている。
- 21 村川友彦「福島県内の手漉き和紙」（福島県民俗学会『福島の民俗』7 1979）では、県北地方の分析を行っている。

【参考文献】

- 安達町史編集委員会編『安達町史』安達町教育委員会（1976）
 鹿島町史編集委員会編『鹿島町史』6 民俗編 福島県鹿島町（2004）
 久米康生『和紙文化誌』毎日コミュニケーションズ（1990）
 寿岳文章・寿岳しづ「紙漉村旅日記」『寿岳文章・しづ著作集5 紙漉村旅日記他』春秋社 所収（1970）
 相馬市史編纂会編『相馬市史』3 各論編2 民俗・人物 福島県相馬市（1975）
 福島県『福島県史』19 各論編5 産業経済2（1971）
 南相馬市教育委員会原町区地域生涯学習課市史編さん係編『原町市史9 特別編Ⅱ「民俗」』南相馬市（2006）
 南相馬市博物館市史編さん係『おだかの歴史』民俗編2 山手の民俗 南相馬市（2010）

中村藩の知行宛行状に関する一考察

南相馬市博物館主任学芸員 森 晃洋

はじめに

古文書学の入門書や概説書では、藩主から家臣への知行宛行状は「判物や黒印で、様式は折紙」で発給されるとし、また「判物・朱印・黒印の別、堅紙・折紙のいずれかを用いるかによって、当該文書の軽重が示された」などと各藩の知行宛行状の事例を紹介しつつ説明している。^{*1}

各藩において発給された知行宛行状の研究は少なく、比較的多くの知行宛行状が残っている仙台藩が発給した知行宛行状について、古文書学的な分析を行った高橋修氏は、知行宛行状は単調で内容的に価値は高くないゆえに研究されてこなかったとした。しかし、知行宛行状は、藩主一家臣の主従関係を再確認する機能を持ち、知行宛行状が発給された時期の藩主一家臣の関係が濃厚に投影されるとし、武家社会における最重要文書と位置付けたのである。^{*2}

そして、高橋氏の研究を受けて仙台藩伊達家とその「家別れ」である宇和島藩伊達家の知行宛行状の形態や料紙、文言等の違いや変遷に注目した本多俊彦氏は、知行宛行状が近世大名各家の関係や情報伝達などを考える際の素材になり得るとした。^{*3}

一方で、仙台藩の南に位置する中村藩が発給した知行宛行状について論述したものは少なく、『原町市史』資料編「近世」の解題では、藩主名の知行宛行状は相馬勝胤（のちの忠胤。本稿では勝胤と統一する）と相馬昌胤の2人が発給しているのみで、ほかは家老名で発給していると指摘した。そして、勝胤と昌胤が発給した知行宛行状は、上質な料紙を使用しているが、家老名の知行宛行状に比べ、形態、書式ともに薄礼であると、中村藩の知行宛行状の概要を紹介している。^{*4}

また、藤原一良氏は、原町市史編纂にあたり収集された知行宛行状から4例を挙げて、様式の違いに注目し、知行宛行状が発給された時代や背景等を追求することによって、知行宛行状の史料的价值がいっそう深まることを指摘した。^{*5}

近年では『原町市史』通史編Ⅰや『相馬市史』通史編Ⅱにおいて、中村藩の知行制改革のなかで発給された知行宛行状について、藩主と家臣の主従性関係の確認や藩主権力の強化を図ろうとしたことなどが指摘されている。^{*6}

本稿では、これらの研究に学びながら、近年刊行された自治体史を活かし、そこに収載されている中村藩が発給した知行宛行状の様式やその特徴について検討したい。

1. 中村藩の知行宛行状

旧中村藩領内で刊行された自治体史をはじめ、南相馬市博物館企画展図録や企画展パンフレット、あるいは福島県立博物館企画展図録などには、中村藩発給の知行宛行状が数多く収載されている。これらの知行宛行状をまとめ、年代順に整理したものが本稿末の一覧表である。^{*7}

この一覧表作成にあたっては、原資料にあたるべきだが、すべてを確認するにはむずかしい点が多々あるため、各刊行物の掲載方法を尊重したうえで、口絵や本文中に掲載されている資料写真などで可能なかぎり確認し修正・追記した。そのため、古文書学的な考察というにはほど遠いが、中村藩における知行宛行状の特徴や変化の傾向をつかむことはできると考えられる。

一覧表から中村藩の知行宛行状の発給時期の特徴をみていくと、明暦2年（1656）、明暦4年（1658）、寛文元年～延宝5年（1661～77）、貞享4年（1687）、元禄4年～享保9年（1691～1724）

の5つの時期^{*8}に発給されていることがわかる。このうち、藩主名で発給されるのは、明暦4年に発給した相馬勝胤と、貞享4年に発給した相馬昌胤の2人のみである。この2人の藩主以外の知行宛行状はすべて家老・郡代らによる連判である。

知行宛行状が発給される契機は、すべての家臣に対して発給される一斉発給と、各家臣の家督相続や加増など、個別の事情に応じて発給される個別発給のふたつに大別できる。中村藩において、知行宛行状が一斉発給されるのは、明暦2年と明暦4年、貞享4年の3回である。寛文元年～延宝5年、元禄4年～享保9年の時期は個別発給と思われるが、発給する月日がある程度まとまりをもっていることが確認できる。

知行宛行状が発給される中村藩の家臣は、給人と呼ばれ、大きく府下給人と在郷給人に分けられる。これは、相馬利胤が慶長16年（1611）に小高城から中村城に居城を移した際に、城下に集住させた禄高28石以上の家臣を府下給人（御家中や城下士、城下侍ともいう。本稿では府下給人と統一する）とし、禄高27石以下の郷村に住む家臣を在郷給人としたことによる。その後、在郷給人は、明暦4年に勝胤から知行宛行状を賜った本知給人、いわゆる「元和の訴訟」において知行地を没収された者の子孫で寛文から元禄年間に新田開発等により取り立てられた中切給人（新知給人ともいう）、同じく元和の訴訟で追放された者の子孫で正徳元年（1711）以降、新田開発や藩への献金によって取り立てられた新発地給人（安永9年〔1780〕以降は郷士^{*9}）に分けられる。

これらの時期は、前述した知行宛行状の発給時期とほぼ重なっているといつてよく、元和の訴訟により知行地を没収された者や追放された者の子孫が、藩への功績によって給人として取り立てられた際に知行宛行状が発給されたといえることができるだろう。個別発給がほぼ同時期に行われているのは、ある程度の人数をまとめて給人として取り立てたためと考えられる。

本稿では、知行宛行状が一斉発給された3つの時期に注目し、知行宛行状の様式とその特徴について述べたい。ただし、後述するように貞享4年の一斉発給は府下給人に対してのみであるが、一斉発給とみなした。

2. 明暦2年の知行宛行状

明暦2年（1656）7月、中村藩家老・郡代名による知行宛行状が全家臣宛てに初めて一斉発給された。この時に発給された知行宛行状の様式は、府下給人と在郷給人とではほぼ共通しているが、少し異なっている個所もある。それぞれの一例を以下に挙げたい。なお、以下の〈No.〉は一覧表のNo.である。

【府下給人】木幡権左衛門宛知行宛行状（縦紙）〈No. 14〉

高 七十仁石八斗五升 行方郡小高郷大田和村

高 十七石仁升四合五勺 同 川房村

高合 百石

内壺斗仁升五合五勺 蔵前次百姓拾仁軒

右之通、為所領被宛行候、年々免相次第可被致所務由也

明暦二年

七月日 村田与左衛門（重判）

池田八右衛門（重判）

熊川左衛門（重判）

岡田監物（重判）

木幡権左衛門殿へ

【在郷給人】荒川新右衛門宛知行宛行状（豎紙）〈No. 2〉

高六石六斗仁合三勺 行方郡中郷牛来村
右之通、為所領被宛行由也
明暦二年

七月日 村田与左衛門（重判）
池田八右衛門（重判）
熊川左衛門（重判）
岡田監物（重判）

荒川新右衛門殿へ

形態が豎紙であることや差出が家老・郡代ら4人の名前に花押と黒印を据えた重判であること、宛名が差出より高く日付より一文字ほど低いこと、宛名の「殿」字の崩し方が小さいことが共通している。^{*10} 府下給人と在郷給人によって様式が変化していないことから、身分秩序にもとづいて様式を使い分けていないことがわかる。ただし、刊行物からは料紙の質の違いを確認することはできないため、府下給人と在郷給人で料紙を使い分けていたかどうかは不明である。この点は、後述するほかの知行宛行状においても同じである。

本文は、知行地からの禄高と村名が記されることは同じであるが、府下給人宛ての知行宛行状は、禄高の合計とその内訳が記され、「蔵前次」「百姓拾仁件」などと記される。在郷給人の知行地が複数村にまたがっている場合、禄高の合計は記されるが、蔵前や百姓の軒数は記されていない。

書止文言にも違いがあり、在郷給人には「為所領被宛行由也」と所領として宛行うことを簡単に記すのみに対して、府下給人は「為所領被宛行候」につづいて「年々免相次第可被致所務由也」と記している。これは、明暦2年閏4月27日に中村藩の会所で行われた評定^{*11}において、100石以上の府下給人に対して「年々免相次第二取可申事」と、数年間の平均年貢率で年貢を徴収すると定められた内容が反映されたものと考えられる。

なお、この評定では、100石以上の府下給人は「一所二而御知行取候様ニ」と一か所で知行地を宛行うことが定められた。そして、100石以下の府下給人には「宇多郷中二而御知行渡」すと宇多郷内で知行地を渡すことが定められ、免相に関しては「村々ノ其年ノ免合次第取可申事」と知行地の村の毎年の年貢率により年貢を徴収することが定められた。また、在郷給人に対しては「在村候村ニ而御知行渡可申事」と在村の村で知行地を宛行い、年貢は「其村ノ免合ニ取可申事」と、その村の年貢率で徴収すべきことが定められている。

しかし、一覧表をみると、100石以上に対しても複数の村が宛行われ、100石以下に対しても宇多郷以外の村が宛行われていることがわかる。そして、免相は100石以上であっても以下であっても知行宛行状には「年々免相次第」と記され、100石以下に対して定められた「村々ノ其年ノ免合次第」とは記されない。また、在郷給人に対しては、免相は記されていない。これらのことから、この評定の内容が、発給された知行宛行状にそのまま反映されていないようである。

この明暦2年の知行宛行状は、知行地の割り当てを示した「知行差紙」であるとし、知行宛行状との性格の違いがあることが指摘されている。^{*12} 「忠胤朝臣御年譜」明暦2年7月条によると、「禄取侍江知行御差紙被渡之（在郷給人共ニ）」^{*13}と記され、さらに家老・郡代による「連判」であったことが記されている。「禄取侍」は府下給人を指していることから、在郷給人とあわせて全家臣に対して、家老・郡代による「連判」の「知行差紙」が一斉発給されたということである。

明暦年間、中村藩全域で検地が実施され、それにもとづき知行割が設定されるなど、知行制改革が実施された時期である。^{*14} この検地結果により知行地を割り当てる知行宛行状（知行差紙）

が一斉発給され、後述する明暦4年の知行宛行状が一斉発給されたのである。そして、前述した評定の内容がそのまま知行宛行状（知行差紙）に反映されていないのは、検地結果の実際にもとづき修正されたと考えることも可能であろう。むろん、知行宛行状（知行差紙）では同じ文言を用い、実際は評定で定められたように年貢を徴収していた可能性も考えられる。

この明暦2年の家老・郡代名による知行宛行状の様式は、以降の知行宛行状の様式にも踏襲されていることが一覧表からわかる。寛文元年（1661）7月日付と翌年（1662）5月日付の書止文言に「年々免相次第」〈No.51～54、57〉と記されること以外、堅紙を用いていること、家老・郡代の重判であること、宛名の位置や「殿」字の崩し方など、基本的な様式は同じである。

3. 明暦4年の知行宛行状

中村藩において藩主名で知行宛行状が一斉発給されたのは、明暦4年（1658）正月17日付の知行宛行相馬勝胤判物が最初である。この様式は、府下給人と在郷給人による違いはなく、同じ様式であることがわかる。以下にそれぞれの一例を挙げる。

【府下給人】木幡左衛門宛相馬勝胤判物（折紙）〈No.38〉

知行百五十石、於行方郡大田和村・川房村、宇田郡坪田村之内令扶助訖、全可所務者也
明暦四年
正月十七日 勝胤（花押）
木幡権左衛門とのへ

【在郷給人】牛渡平右衛門宛相馬勝胤判物（折紙）〈No.25〉

知行九石、於行方郡片倉村・矢川原村之内令扶助畢、全可所務者也
明暦四年
正月十七日 勝胤（花押）
牛渡平右衛門とのへ

本文中は「知行〇〇石、於△△郡××村」、書止文言は「令扶助訖、全可所務者也」と記されている。差出は藩主勝胤の実名に花押を据えた判物の折紙である。宛名位置は藩主実名とほぼ同じ高さかやや低く記され、宛名の「殿」字はほぼ平仮名といってよいほど崩されている。

このように、府下給人と在郷給人という身分秩序にかかわらず、様式がまったく同じであることがわかる。また、折紙を用いていることや宛名の位置、「殿」字の崩し方などは、前述した明暦2年の知行宛行状と比べると薄礼であるといえる。

「忠胤朝臣御年譜」万治元年（明暦4年）正月条には「禄取侍ニ知行御朱印被下之（在郷給人共ニ）」^{*15}と記され、全家臣に対して「知行御朱印」が下されたとある。

この時に発給された知行宛行状は判物であるが、勝胤から知行宛行状を与えられた給人の知行地や禄高などを後世にまとめた史料にも「御朱印頂戴」「勝胤公御朱印被成下候」^{*16}などと記されており、藩主である勝胤が発給した知行宛行状を「御朱印」と呼びならわしていたと考えられる。

なお、例として挙げた府下給人木幡権左衛門は同日付で知行加増宛行状が発給されている〈No.37〉。その様式は、本文中に「為御加増被宛行候」と記されていること、差出の家老・郡代が4人から6人に増えていること以外、堅紙を使用していること、重判であること、宛名の位置、「殿」字の崩し方など、明暦2年（1656）の知行宛行状の様式と同じである。そして、加増された禄高は明暦4年の木幡権左衛門宛相馬勝胤判物の内容に反映されていることがわかる。

「御家給人根元記」によると、府下給人253人、在郷給人301人、寺社方77人に対して「御直判之御黒印」^{*17}が下され、さらに在郷給人に「長光之鑓」^{*18}1本が下されたことが記されている。寺

社方も含めた総勢631人に対して知行宛行状が発給されたのである。そして「御案文料紙等一字一点も無相違同様御書被下」と、全家臣に対して「一字一点」の違いもなく、同じ様式で発給したことがわざわざ記されている。実際に発給された知行宛行状は、府下給人と在郷給人の区別なく、すべて同じ様式で発給されていたことは前述したとおりである。

後述する貞享4年(1687)の知行宛行状について「御家給人根元記」が「御麓給人へ斗御朱印被下、四百石以上は立紙^{*19}」とのみ記していることと比較すると、随分と書きぶりが異なっていることがわかる。全家臣に対して一字の違いもなく発給することが重要視されており、この明暦4年の知行宛行状の一斉発給は、藩主忠胤のもと、府下給人・在郷給人という身分秩序にかかわらず、家臣は同列であることを示したかったと考えられる。

4. 貞享4年の知行宛行状

相馬昌胤は貞享4年(1687)9月28日付で府下給人に対して知行宛行状を一斉発給した。藩主名による発給は相馬勝胤以来2人目であるが、在郷給人に対しては発給されていない。

明暦4年(1658)に発給された相馬勝胤判物の知行宛行状は、府下給人と在郷給人などの身分秩序にかかわらず同じ様式であったが、この時に府下給人に対して発給された知行宛行状は、以下のとおり、府下給人の禄高に応じて3つの様式を使い分けていることがわかる。

【府下給人(400石以上)】熊川左衛門宛知行宛行相馬昌胤判物(豎紙)《No.92》

宇多郡於成田・馬場野、行方郡草野・松塚・深谷・伊丹沢・大倉・大亀・米々沢村之内千式百四拾式石、任先判令扶助之訖、全可知行者也

貞享四年九月廿八日 昌胤(花押)

熊川左衛門とのへ

【府下給人(100～400石)】木幡市之進宛昌胤判物(折紙)《No.88》

宇田郡於坪田、行方郡大田和・川房村之内百五拾石、任先判令扶助之訖、全可所務者也

貞享四年

九月廿八日 昌胤(花押)

木幡市之進とのへ

【府下給人(100石以下)】鈴木文右衛門宛知行宛行昌胤朱印状(折紙)《No.83》

宇田郡今田村之内五拾石、任先判令扶助之畢、全可所務者也

貞享四年

九月廿八日 ㊦(昌胤朱印)

鈴木文右衛門とのへ

本文中の書き出しは「〇〇郡△△村之内××石」と共通しているが、書止文言が400石以上は「全可知行者也」、400石以下は「全可所務者也」と記されるなど、異なっている。

そして、400石以上に対しては豎紙を用いて藩主の実名と花押を据えた判物、100石以上400石以下は折紙に藩主の実名と花押を据えた判物、100石以下は折紙に朱印が用いられ、印文は「昌胤」である。また、宛名位置は、判物は藩主実名とほぼ同じ高さであるが、朱印状は朱印中央よりはやや低く記されている。ただ、宛名の「殿」字は、明暦4年の知行宛行状と同じくらい、ほぼ平仮名とっていいほど崩されているが、禄高にかかわらず同じ崩し方である。

明暦4年の知行宛行状はすべて豎紙を用いていたが、貞享4年の知行宛行状は400石以上に対してはより厚礼の豎紙を用い、400石以下に対してはより薄礼の折紙を用いるなど禄高に応じて使い分けていたことがわかる。

そして、100石以上に対しては明暦4年の時と同じく判物を用いているが、100石以下に対しては朱印を用いるように使い分けており、判物を朱印より厚札に位置づけていることがわかる。江戸幕府の将軍が各大名に対して発給する知行宛行状は、10万石以上の大名には判物、10万石以下の大名には朱印を用いることを原則^{*20}としており、昌胤はこれにならった可能性も考えられる。

この9月28日付の知行宛行状は、翌10月19日に府下給人に下されたことが「昌胤朝臣御年譜^{*21}」に記されている。これによると、小書院へ出座した昌胤が府下給人に「知行御判物」を下したとある。そして、「四百石以上豎紙 御判形」「四百石以下ノ面々百石以上折紙 御判形」「百石以下折紙 御朱印」と、禄高による豎紙と折紙、判物と朱印の使い分けが示されており、「昌胤朝臣御年譜」の内容と実際に発給された知行宛行状の様式が同じであることが確認できる。

また「御一家ノ外ハ、役目ニ不寄、知行高次第」であるとし、相馬家の一門衆である御一家以外は役職によらず禄高によることが示されていることがわかる。ただ、「御一家ノ外」と記され、御一家に対しては、別の基準が示されていたように読みとれる。そこで、御一家のひとつである相馬将監家の相馬勘右衛門宛てに発給された知行宛行状を以下に挙げたい。

【御一家（400石以上）】相馬勘右衛門宛知行宛行昌胤判物（豎紙）〈No.85〉

行方郡於深野・信田沢・大原、標葉郡酒井村之内四百石、任先規令扶助之訖、全可知行者也
貞享四年九月廿八日 昌胤（花押）

相馬勘右衛門とのへ

先に挙げた熊川左衛門宛てに発給された知行宛行状と比べ、「任先判」が「任先規」と記されていること以外、様式はまったく同じであることがわかる。御一家に対して発給された知行宛行状は相馬将監家の1点が確認できるのみで、その他の御一家である岡田家・泉家・堀内家・泉田家^{*22}宛ての知行宛行状が管見のかぎり残っていないため、断定することはできないが、禄高にかかわらず「御一家」であることにより知行宛行状が発給されたと解すべきであろう。

また、昌胤は100石以上に対しては「御手自」からこの知行宛行状を渡し、100石以下に対しては家老岡部求馬が渡している。知行宛行状の様式以外にも、100石以上と以下とで渡し方を変えることで府下給人内の身分秩序に差異を設けていたのである。

このように、昌胤は禄高に応じて知行宛行状の様式を変えることで府下給人内に身分秩序を設定し、さらに100石以上と以下とで渡し方を変えることによって100石以上を昌胤により近い存在に位置付け、藩主と家臣（とくに府下給人）との距離を設定したといえることができるだろう。

おわりに

中村藩において一斉発給された明暦2年（1656）と明暦4年（1658）、貞享4年（1687）の知行宛行状について、それぞれの様式や特徴などの概要を述べてきた。

明暦2年の知行宛行状は、家老・郡代名による連判であり、府下給人と在郷給人といった身分秩序にかかわらず同じ様式で発給されている。この知行宛行状は、明暦の検地結果にもとづいて、家臣の知行地の割り当てを示した知行差紙としての性格をもつものである。以降も家老・郡代名による知行宛行状は、給人の取り立てや検地を機に発給され、その様式が大きく変わることはない。

藩主名による知行宛行状は、明暦4年の相馬勝胤判物と貞享4年の相馬昌胤判物・朱印状の2回であり、それ以降は藩主名による知行宛行状の一斉発給は確認されていない。勝胤と昌胤がなぜ一斉発給したのかを考えると、両藩主の出自や相馬家の家督相続と無関係ではないだろう。

勝胤は、前藩主大膳亮義胤が若くして死去したために、縁戚関係にあった土屋家から婿養子として相馬家の家督を継いだ人物である^{*24}。この勝胤が家督を相続する直前の承応元年（1652）に一

部の在郷給人と藩内寺社が連名で、他姓の勝胤よりも、血筋に近い利胤の弟及胤の孫にあたる熊之助が家督を継ぐのにふさわしいと江戸幕府大老酒井忠勝に願い出たといわれている^{*25}。

昌胤は勝胤の次男だが、勝胤の跡を継いだ嫡子貞胤が若くして死去したため、兄貞胤の養子となり家督を継いだ人物である。この貞胤の代には、及胤の嫡子清胤（相馬刑部）とその子である主水が切腹を命じられた「相馬刑部事件」が起こっている。この事件の背景には、長門守義胤系相馬家（及胤の系統）と土屋利直系相馬家（勝胤－貞胤－昌胤の系統）の対抗意識があった可能性が指摘されている^{*26}。

また、後年の出来事になるが、元禄13年（1700）9月13日、昌胤はこれまで相馬家と御一家が使用していた「繫馬之御幕紋」の使用を、「相馬」を名乗る相馬家と相馬将監家に限ることを決めている^{*27}。相馬将監家は及胤を祖とし、清胤の子胤延が将監を名乗ったことに始まる御一家であるが、前述したように相馬刑部事件によって追いやられた系統でもある。この「繫馬之御幕紋」の使用許可は、一見すると相馬将監家を特別扱いしているように思われるが、及胤の系統が現藩主である昌胤の家臣として位置づけられたことを意味するのではないだろうか^{*28}。

これらの一連の出来事の真偽は定かではないところもあるが、勝胤から昌胤の代にかけて、相馬家の家督相続の不安定さからくる藩主権力のゆらぎがあった時期と考えると間違いなく、藩主権力を固める必要があったと考えられる。

つまり、明暦の検地をはじめとした知行制改革を実施した勝胤は、縁戚関係にあったとはいえ、いわば外部から婿養子として相馬家の家督を継いだのである。その勝胤が府下給人と在郷給人という身分秩序にかかわらず同じ様式で知行宛行状を発給したということは、土屋利直系相馬家と従来からの家臣との主従関係を一律に設定したということができるのではないだろうか。そして、その勝胤の次男である昌胤は、府下給人の禄高によって知行宛行状の様式や渡し方を使い分けることで、府下給人内の身分秩序を再設定したのではないだろうか。さらに、昌胤が相馬将監家を御一家のなかで特別扱いしたものの、長門守義胤系相馬家を家臣として明確に位置付け、土屋利直系相馬家が藩主家であることを示したと考えられるのである。

このように、勝胤と昌胤は、藩主家と御一家を含めた家臣との主従関係を設定し、土屋利直系相馬家が藩主家であると位置付けようとしたことが、一斉発給された知行宛行状の様式やその特徴、変化にあらわれていると指摘できるだろう。

ただし、その後も相馬家の家督相続は不安定さを残し養子相続が続いたが、昌胤の跡を継いだ絺胤以降、藩主名の知行宛行状の一斉発給は確認されていない。知行宛行状の一斉発給によって、藩主と家臣の主従関係を設定し、藩主権力の強化を図ろうとしたと考えるならば、絺胤以降の歴代藩主は、なぜ藩主名の知行宛行状を一斉発給しなかったのだろうか。このことは、中村藩の藩主と家臣の主従関係や藩主権力の強化を考えるうえで、大きな課題であるといえるだろう。

【注】

- 1 『日本古文書学講座』第6巻 近世編Ⅰ 雄山閣出版（昭和54年）、日本歴史学会編『概説古文書学』近世編 吉川弘文館（平成元年）。
- 2 高橋修「仙台藩知行宛行状の古文書学的研究（上）」『文化』第60巻3・4号（平成9年）、同「仙台藩知行宛行状の研究（下）」『文化』第61巻第1・2号（平成9年）。
- 3 本多俊彦「仙台藩知行宛行状について」『東京大学経済学部資料室年報』3（平成25年）。
- 4 『原町市史』第5巻 資料編Ⅲ「近世」（平成19年）。
- 5 南相馬市博物館企画展図録第30集『相馬の武士 町に住む武士・村に住む武士』（平成21年）。
- 6 『原町市史』第1巻 通史編Ⅰ「原始・古代・中世・近世」（平成29年）、『相馬市史』第2巻 通史編Ⅱ 近世（令和6年）。

- 7 99点の知行宛行状を確認できるが、それぞれの刊行物の編纂方針の違いもあり、必ずしも統一された掲載ではない。文書名や宛名の位置、「殿」字の表記方法は、各刊行物内では統一されているようだが、他の刊行物と比較すると、かなり異なっていることがわかる。「縦紙」「折紙」などの形態や法量などは記載されていないものもある。また、知行宛行状に使われた料紙の情報は確認できなかった。知行宛行状と一緒に発給される知行目録は、セットになる知行宛行状が確認できたものは「有」と表中に記した。
- 8 最初に知行宛行状の発給が確認されるのは慶長7年(1602)2月28日付の知行宛行相馬三胤判物である<No.1>。相馬三胤は、のちの藩主相馬利胤である。三胤の実名に花押を据えた判物で、石高ではなく貫高で記され、書留文言が記されていない。そして、宛名は差出よりも高い位置にある。これは、慶長7年時点での利胤と父長門守義胤との権限や役割をどのように分担していたのかを考えるうえで興味深い。「利胤朝臣御年譜」慶長17年(1612)4月条には「慶長七年の公義御勤八大膳亮利胤君」(『相馬藩世紀』第1 続群書類従完成会 平成11年)と記され、慶長7年に父義胤から代替わりがあったように読みとれる。しかし、実際にいつ代替わりが行われたのかは判然とせず、義胤と利胤が役割分担をして二頭政治を行っていた可能性も指摘されている(前掲注6『原町市史』通史編I)。この知行宛行相馬三胤判物は、利胤と義胤の代替わりやどのような役割分担をしていたのかを考えるうえで、重要な点を示唆しているが、1点を確認できるのみで詳細は不明であると言わざるを得ない。
- 9 元和3年(1617)2月に役金の負担に耐え切れず、その減免を願い出た家臣583人が連判して訴訟を起こした元和の訴訟については、前掲注6に詳しい。
- 10 本稿で引用している知行宛行状の宛名位置や「殿」字の崩し方は、原本を確認しなければわからないが、刊行物に掲載されている写真を可能なかぎり確認した。
- 11 『相馬藩世紀』第1 続群書類従完成会(平成11年)。
- 12 前掲注6『原町市史』通史編I。
- 13 『相馬藩世紀』第1 続群書類従完成会(平成11年)。
- 14 前掲注6『相馬市史』通史編IIでは、検地の内容やその結果、あるいは中村藩の財政収支なども踏まえ、中村藩の知行制改革を経済的な側面からひも解いている。
- 15 『相馬藩世紀』第1 続群書類従完成会(平成11年)。
- 16 『原町市史』第5巻 資料編III「近世」(平成19年)。
- 17 『相馬市史』5 資料編2(史書類ほか)(昭和46年)。
- 18 寺社宛てにも明暦2年、明暦4年、貞享4年に知行宛行状が一斉発給されている。家臣宛の知行宛行状と基本的な様式は同じである。ただ、一部の書止文言は「…令寄付之畢、宜所納也」などと記され、寄進状としての機能があると考えられることから、本稿では考察の対象外とした。
- 19 『相馬市史』5 資料編2(史書類ほか)(昭和46年)。
- 20 前掲注1
- 21 『相馬藩世紀』第1 続群書類従完成会(平成11年)。
- 22 御一家のなかでもっとも新しい相馬靱負家は、相馬昌胤の子福胤が祖とされている。福胤は享保4年(1719)生のため、相馬靱負家は貞享4年時点では成立していない。
- 23 『相馬藩世紀』第1 続群書類従完成会(平成11年)。
- 24 大膳亮義胤の父利胤の正室は土屋忠直の異父妹である。忠直の子利直の次男直方が大膳亮義胤の娘を娶り、相馬勝胤と改名した。
- 25・26 前掲注6
- 27 『相馬藩世紀』第2 続群書類従完成会(平成14年)。
- 28 「繫馬之御幕紋」の使用を許可した相馬将監宛証文は、縦紙を使用し、差出は「平昌胤(花押)」である。宛名位置は差出よりやや高い位置に記され、「殿」字は比較的崩されていないことから、厚札の様式を用いていることがわかる(令和5年度南相馬市博物館企画展パンフレット『相馬重胤の下向と奥州相馬氏』)。
- 29 男子に恵まれなかった昌胤は、佐竹義處の次男求馬(敍胤)を婿養子として相馬家の家督を継がせた。その後、昌胤と敍胤双方に男子が生まれたが、昌胤の子尊胤が敍胤の養子として跡を継いだのである。そして、敍胤の子徳胤が尊胤の養子となって跡を継ぐ予定だったが、徳胤は尊胤に先立って死去したため、徳胤の子恕胤が家督を相続した。この敍胤-尊胤-徳胤という家督相続は、叙胤が自身の跡は養父昌胤の子尊胤が継ぐことが「筋目」であり、その後は敍胤の子徳胤が跡を継ぎたいことを江戸幕府に願い出て、その許可を得たことにより大きな混乱がなかったと考えられる(『相馬藩世紀』第2 続群書類従完成会 平成14年)。

中村藩の知行宛行状一覧

No.	年号	本文内容	書止文言
1	慶長7年2月28日	3貫294文 新田ノ村ニ安藤大学 1貫954文 椎葉ニ南太夫内 1貫713文 同 こかりやと 本知行分 1貫500文也 惣都合8貫461文	—
2	明暦2年7月日	高6石6斗2合3勺 牛来村	…為所領被宛行由也
3	(明暦2年)7月日	高4石1斗5升5合6勺 片倉村 高4石9斗5升9号 矢川原村 高合9石1斗1升4合6勺	…為所領被宛行由也
4	明暦2年7月日	高9石6斗3升8合2勺 鶴谷村	…為所領被宛行由也
5	明暦2年7月日	高6石3斗2升5合3勺 鶴谷村	…為所領被宛行由也
6	明暦2年7月日	高2石5斗8升6勺 成田村 高1石6斗4升7勺 坪田村 高156石8斗7升5合6勺 小島田村 高合161石6斗4升7合 百姓13軒 内5斗4升3合8勺 藏前次	…為所領被宛行候、年々免相次第可被致所務由也
7	明暦2年7月日	高10石3升8合5勺 大亀村 高24石3合7勺 牛来村 高合34石4升2合2勺	…為所領被宛行候、年々免相次第可被致所務由也
8	明暦2年7月日	高15石3斗3升6勺 馬場村	…為所領被宛行由也
9	明暦2年7月日	高18石9斗6升 高平村	…為所領被宛行由也
10	明暦2年7月日	高50石 今田村 内3石5合 藏前次 百姓3軒	…為所領被宛行候、年々免相次第可被致所務由也
11	明暦2年7月日	高80石6斗6升4合8勺 深野村 高15石6斗2升2合2勺 信田沢村 高100石 百姓15軒 内3石7斗1升3合藏前次	…為所領被宛行候、年々免相次第可被致所務由也
12	明暦2年7月日	高15石3斗8升7合2勺 南新田村	…為所領被宛行由也
13	明暦2年7月日	高200石 山下村 内8斗1升6勺 藏前 百姓30軒	…為所領被宛行候、年々免相次第可被致所務由也
14	明暦2年7月日	高72石8斗5升 大田和村 高27石2升4合5勺 川房村 高合100石 内1斗2升5合5勺 藏前次 百姓12軒	…為所領被宛行候、年々免相次第可被致所務由也
15	明暦2年7月日	高3石1斗6升4合2勺 椎木村 高2斗5升7合4勺 塚部村 高4斗4升8合8勺 大坪村 高合3石8斗7升4勺	…為所領被宛行由也
16	明暦2年7月日	高4石2斗9升6合5勺 石上村 高7石6斗7升5合2勺 大坪村 高合11石9斗7升1合7勺	…為所領被宛行由也
17	明暦2年7月日	高9石6斗2升2合2勺 黒木村 高1石3斗8升3合2勺 初野村 高3石1斗5升8合4勺 小野村 高合14石1斗6升3合8勺	…為所領被宛行由也
18	明暦2年7月日	高12石5斗9升1合2勺 山上村	…為所領被宛行由也
19	明暦2年7月日	高1石4斗8合2勺 立谷村 高14石5斗2升6合6勺 赤木村 高合15石9斗3升4合8勺	…為所領被宛行由也
20	明暦2年7月日	(前欠) 高5石6合5勺 渋川村	…為所領被宛行由也

差 出	宛 名	形態	知行目録	身分
三胤（花押）	山口猪丞殿	豎紙		—
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	荒川新右衛門殿	豎紙	有	在郷給人
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	牛渡平右衛門殿	豎紙	有	在郷給人
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	木幡兵五郎殿	豎紙		在郷給人
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	（欠）	豎紙		在郷給人
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	大浦五藤左衛門殿	豎紙		府下給人
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	佐藤右馬助殿	豎紙		府下給人
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	志賀次太夫殿	豎紙		在郷給人
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	渋佐彦右衛門殿	豎紙		在郷給人
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	鈴木外記殿	豎紙		府下給人
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	山口六兵衛殿	豎紙	有	府下給人
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	小林永助殿	豎紙		在郷給人
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	田原口吉左衛門殿へ	豎紙		府下給人
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	木幡権左衛門殿へ	豎紙		府下給人
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	青田半十郎殿	豎紙		在郷給人
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	但野五郎兵衛殿	豎紙		在郷給人
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	山田次兵衛殿	豎紙	有	在郷給人
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	戸田金兵衛殿	豎紙	有	在郷給人
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	馬場二郎右衛門殿	豎紙	有	在郷給人
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	横田孫右衛門	—		在郷給人

中村藩の知行宛行状に関する一考察

No.	年号	本文内容	書止文言
21	明暦2年7月日	高10石8升4勺 新山村 高4石8斗8升2合 夫沢村 高9斗7升9合2勺 前田村 高6石9斗4升9合2勺 高瀬村 高9斗6升 山田村 高合23石8斗5升8勺	…為所領被宛行由也
22	明暦2年7月日	高208石4斗1升2合 大倉村 高498石2斗6升3合9勺 草野村 高26石3斗3升8合9勺 松塚村 高77石5斗9勺 深谷村 高12石1斗4升4合1勺 板見沢村 高1斗5合4勺 成田村 高1石1斗5升7合7勺 馬場野村 高375石1斗7升7合7勺 大亀村 高29石7斗5升2合1勺 米々沢村 高合1242石3斗6升2合8勺 内13石5斗1升1勺 蔵前次	…為所領被宛行候、年々免相次第可被致所務由也
23	明暦2年7月日	高5石2斗5合9勺 立野村	…為所領被宛行由也
24	明暦4年1月17日	知行7石 牛来村	…令扶助訖、全可所務者也
25	明暦4年1月17日	知行9石 片倉村、矢河原村	…令扶助畢、全可所務者也
26	明暦4年1月17日	知行6石 鶴谷村	…令扶助畢、全可所務者也
27	明暦4年1月17日	知行162石 成田村、坪田村、小島田村	…令扶助訖、全可所務者也
28	明暦4年1月17日	知行34石 大亀村、牛来村	…令扶助畢、全可所務者也
29	明暦4年1月17日	知行21石 馬場村	…令扶助訖、全可所務者也
30	明暦4年1月17日	知行19石 高平村	…令扶助畢、全可所務者也
31	明暦4年1月17日	知行50石 今田村	…令扶助了、全可所務者也
32	明暦4年1月17日	知行150石 深野村、信田沢村、日下石村	…令扶助畢、全可所務者也
33	明暦4年1月17日	知行20石 片倉村、高倉、上太田、中太田村	…令扶助訖、全可所務者也
34	明暦4年1月17日	知行15石 南新田村	…令扶助畢、全可所務者也
35	明暦4年1月17日	知行200石 山下村	…令扶助訖、全可所務者也
36	明暦4年1月17日	知行15石 南海老、北右田、北屋形、北海老村	…令扶助畢、全可所務者也
37	明暦4年1月17日	高49石9斗4升4合7勺 坪田村 高5升5合3勺 百姓5軒 蔵前 合50石	…為御加増被宛行候、年々免相次第可被致所務由也
38	明暦4年1月17日	知行150石 大田和村、河房村、坪田村	…令扶助訖、全可所務者也
39	明暦4年1月17日	知行4石 椎木村、塚邊村、大坪村	…令扶助了、全可所務者也
40	明暦4年1月17日	知行12石 石神(上)村、大坪村	…令扶助了、全可所務者也
41	明暦4年1月17日	知行14石 黒木村、初野村、小野村	…令扶助了、全可所務者也
42	明暦4年1月17日	知行15石 山上村	…令扶助了、全可所務者也
43	明暦4年1月17日	知行16石 立谷村、赤木村	…令扶助了、全可所務者也
44	明暦4年1月17日	知行24石 新山、夫沢、前田、高瀬、山田村	…令扶助之畢、全可所務者也
45	明暦4年1月17日	知行150石 山田村	…令扶助之、全可所務者也
46	明暦4年1月17日	高37石 山田村(百姓4軒) 丙年より加増分 高6石2斗2升3合9勺 (右の百姓持ち分) 同村 本地130石の内蔵前より渡分 高4升6合8勺 蔵前 右同断 合43石2斗7升7勺	…被宛行而年々免相次第可下致所務由也
47	明暦4年1月17日	知行150石 栃窪村	…令扶助訖、全可所務者也
48	明暦4年1月17日	知行1242石 成田、馬場野、大亀、目々沢、大倉、草野、松塚、深谷、板見沢村	…令扶助訖、全可所務者也
49	明暦4年1月17日	知行500石、下浦村、酒田村	…令扶助訖、全可所務者也
50	明暦4年1月17日	知行5石、立野村	…令扶助畢、全可所務者也

差 出	宛 名	形態	知行目録	身分
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	小野田太郎左衛門殿	—		在郷給人
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、岡田監物（重判）	熊川左衛門殿へ	豎紙		府下給人
村田与左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	四条仁右衛門殿へ	豎紙		在郷給人
勝胤（花押）	（欠）	折紙		在郷給人
勝胤（花押）	牛渡平右衛門殿	折紙		在郷給人
勝胤（花押）	（欠）	折紙		在郷給人
勝胤（花押）	大浦五藤左衛門殿	折紙		府下給人
勝胤（花押）	佐藤右馬助殿	折紙		府下給人
勝胤（花押）	志賀次太夫殿	折紙		在郷給人
勝胤（花押）	洪佐彦右衛門殿	折紙		在郷給人
勝胤（花押）	鈴木文右衛門殿	折紙		府下給人
勝胤（花押）	山口六兵衛殿	折紙		府下給人
勝胤（花押）	渡部佐藤右衛門殿	折紙		在郷給人
勝胤（花押）	小林永助殿	折紙		在郷給人
勝胤（花押）	俵口吉左衛門とのへ	折紙		府下給人
勝胤（花押）	佐藤孫兵衛とのへ	—		在郷給人
稲葉八太夫（重判）、池田八右衛門（重判）、岡部五郎左衛門（重判）、堀内半右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	木幡権左衛門殿へ	豎紙		府下給人
勝胤（花押）	木幡権左衛門とのへ	折紙		府下給人
勝胤（花押）	青田半十郎殿	折紙		在郷給人
勝胤（花押）	但野五郎兵衛殿	折紙		在郷給人
勝胤（花押）	山田治兵衛殿	折紙		在郷給人
勝胤（花押）	戸田金兵衛殿	折紙		在郷給人
勝胤（花押）	馬場次郎右衛門殿	折紙		在郷給人
勝胤（花押）	小野田太郎左衛門とのへ	折紙		在郷給人
勝胤（花押）	木幡次郎右衛門殿へ	—		府下給人
稲葉八太夫（重判）、池田八右衛門（重判）、岡部五郎左衛門（重判）、堀内半右衛門（重判）、熊川左衛門（重判）、岡田監物（重判）	木幡次郎右衛門殿へ	—		府下給人
勝胤（花押）	石川吉三郎とのへ	折紙		府下給人
勝胤（花押）	熊川左衛門とのへ	折紙		府下給人
勝胤（花押）	藤田佐左衛門とのへ	折紙		府下給人
勝胤（花押）	四条仁右衛門とのへ	折紙		在郷給人

No.	年号	本文内容	書止文言
51	寛文元年7月日	高6石3斗1升4合1勺 押釜村 高1石4升9合7勺 石神村 高2石4斗1升9合6勺 長野村 高1石9斗3升7合2勺 高倉村 合11石7斗4升6勺	…為所領被宛行候、年々免合次第二可致所務由也
52	寛文元年7月日	高5石3斗6升7合6勺 馬場村 高2石1斗2升2合9勺 牛来村 高1石8斗6升9合1勺 大木戸村 高3石8斗7升2合4勺 上洪佐村 合13石2斗3升2合	…為所領被宛行候、年々免合次第可致所務由也
53	寛文元年7月日	高6升4合6勺 牛越村 高2斗1合 石神村 高3石2斗2升8合4勺 馬場村 高9斗6升1合4勺 長野村 高6石4斗5升1勺 大木戸村 合10石9斗5合5勺	…為所領被宛行候、年々免合次第可致所務由也
54	寛文元年7月日	高10石6斗6升7合8勺 椎木村 高2斗5升7合4勺 塚部村 高4斗4升8合8勺 大坪村 合11石3斗7升4合	…為所領被宛行候、年々免相次第可被致所務由也
55	寛文2年4月日	高1石6斗8合1勺 北新田村 高1石3斗3升3合4勺 高倉村 高8石2斗9升6合2勺 高平村 高2斗8升5合4勺 大木戸村 合11石5斗2升3合1勺	…為所領被宛行由也
56	寛文2年4月日	高1石8斗8升7合6勺 日下石村 高2石3斗2升2勺 柏崎村 高10石8斗5升6合1勺 磯部村 高合15石6升3合9勺	…為所領被宛行由也
57	寛文2年5月日	高65石1斗8升3合5尺 角川原村 百姓6軒 高22石9斗4合 小池村 百姓3軒 高38石5斗4升9勺 小山田村 百姓6軒 高28石7斗9升2合5勺 浮田村 百姓6軒 高44石2合2勺 山下村 百姓6軒 高5斗7升6合9勺 藏前継 高合200石	…為所務被宛行候、年々免相次第可被致所務由也
58	寛文3年4月日	高4石7斗6升1合9勺 上太田村 高7石4斗2升3合6勺 矢川原村 合12石1斗8升5合5勺	…為所領被宛行由也
59	寛文3年4月日	高7斗6升6合2勺 石神村 高8石1斗5升2合8勺 押釜村 高2石5斗2合4勺 長野村 合11石4斗2升1合4勺	…為所領被宛行由也
60	寛文3年4月日	高15石□斗□ □太田村 高5石8斗□ □矢川原村 □ □升1合3勺 合21石□斗2升8合3勺	…為所領被宛行由也
61	寛文3年4月日	高8升5合5勺 角川原村 高14石9斗1升9合6勺 横手村 高1石2斗7升6合5勺 南柚木村 合16石2斗8升1合6勺	…為所領被宛行由也
62	寛文3年4月日	高12石6斗8升1合9勺 石神(上)村	…為所領被宛行由也
63	寛文3年4月日	高10石5斗5升4合9勺 岩子村 高7升9合2勺 和田村 高合10石6斗3升4合1勺	…為所領被宛行由也
64	寛文6年5月日	高3石8斗7升1合1勺 矢川原村 高7斗2升1合2勺 上太田村 高1斗6升7合 牛来村 高4斗4升2合4勺 中太田村 高6升6合 井内村	…為所領被宛行由也

差 出	宛 名	形態	知行目録	身分
伊藤多兵衛（重判）、池田八右衛門（重判）、村田与左衛門（重判）、石河助左衛門（重判）、泉内蔵助（重判）	牛来小兵衛殿	豎紙	有	在郷給人
伊藤多兵衛（重判）、池田八右衛門（重判）、石川助左衛門（重判）、村田与左衛門（重判）、泉内蔵助（重判）	佐藤雅樂丞殿	豎紙	有	在郷給人
伊藤多兵衛（重判）、池田八右衛門（重判）、石川助左衛門（重判）、村田与左衛門（重判）、泉内蔵助（重判）	星空右衛門殿	豎紙	有	在郷給人
伊藤多兵衛（重判）、池田八右衛門（重判）、石川助左衛門（重判）、村田与左衛門（重判）、泉内蔵助（重判）	青田半十郎殿	豎紙	有	在郷給人
池田八右衛門（重判）、伊藤太兵衛（重判）、洪川源左衛門（重判）、石川助左衛門（重判）、熊川清兵衛（重判）	佐藤猪之介殿	豎紙		在郷給人
伊藤太兵衛（重判）、洪川源左衛門（重判）、石川助左衛門（重判）、熊川清兵衛（重判）、池田八右衛門（重判）	遠藤八蔵殿	豎紙	有	在郷給人
伊藤多兵衛（重判）、洪川源左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、石川助左衛門（重判）、熊川清兵衛（重判）	志賀三左衛門との	—		府下給人
伊藤太兵衛（重判）、洪川源左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、石河助左衛門（重判）、熊河清兵衛（重判）	大井作右衛門殿	豎紙	有	在郷給人
伊藤太兵衛（重判）、洪川源左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、石川助左衛門（重判）、熊河清兵衛（重判）	牛来茂兵衛殿	豎紙		在郷給人
伊藤太兵衛（重判）、洪川源左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、石川助左衛門（重判）、熊川清兵衛（重判）	門馬新助殿	豎紙	有	在郷給人
伊藤太兵衛（重判）、洪川源左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、石川助左衛門（重判）、熊川清兵衛（重判）	梅田喜右衛門殿	—		在郷給人
伊藤太兵衛（重判）、洪川源左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、石川助左衛門（重判）、熊川清兵衛（重判）	今野伝蔵殿	豎紙	有	在郷給人
伊藤多兵衛（重判）、洪川源左衛門（重判）、池田八右衛門（重判）、石川助左衛門（重判）、熊川清兵衛（重判）	羽根田次郎右衛門殿	豎紙	有	在郷給人
池田八右衛門（重判）、伊藤多兵衛（重判）、洪川源左衛門（重判）、熊川清兵衛（重判）、稲葉八太夫（重判）、石川助左衛門（重判）	伏見次兵衛殿	豎紙	有	在郷給人

No.	年 号	本文内容	書止文言
		高2石1斗4升3合6勺 北原村 高5斗 北原村 高合7石9斗1升1合6勺	
65	寛文9年5月日	高1石6斗2升9合1勺 大木戸村 高1石7斗6升3合7勺 長野村 高3斗1升6合8勺 信田沢村 高8石8斗8升6合7勺 深野村 合12石5斗9升6合3勺	…為所領被宛行由也
66	寛文9年5月日	高4石6斗5合8勺 大原村	…為所領被宛行由也
67	寛文9年5月日	高2石2斗4升3合7勺 井内村 高2石4斗7合2勺 牛来村 高1斗1升 鶴谷村 合4石7斗6升9勺	…為所領被宛行由也
68	寛文9年5月日	高1石1斗6合5勺 大木戸村 [㊦] 高2石1斗7升6勺 馬場村 高1石1斗6勺 下洪佐村 合4石3斗7升7合7勺	…為所領被宛行由也
69	寛文9年5月日	高5石5斗5升2合4勺 中太田村 高2斗8升8合6勺 矢河原村 合5石8斗4升1合	…為所領被宛行由也
70	寛文9年5月日	高9斗6升6合9勺 石神(上)村 高8斗6合4勺 塚邊村 高4石8斗9升3合6勺 大坪村 合6石6斗6升6合9勺	…為所領被宛行由也
71	寛文9年5月日	高5石7升5合7勺 大坪村 高1斗9升5合 初野村 合5石2斗7升7勺	…為所領被宛行由也
72	寛文9年5月日	高3石9斗6升9勺 山下村	…為所領被宛行由也
73	寛文9年5月日	高17石3升8合2勺 磯辺村 高7斗2升7合4勺 程田村 高1石1斗1升2合1勺 日下石村 合18石8斗7升7合7勺	…為所領被宛行由也
74	寛文9年5月日	高7斗8升6合9勺 目廻村 高2石6斗2合2勺 長塚村 高6石1斗8升9勺 小入野村 高6斗6升5合5勺 野上村 合10石2斗3升5合5勺	…為所領被宛行者也
75	寛文9年7月7日	高4石4斗9升2勺 新田村 高2石5斗9升7合1勺 岩子村 高合7石8升7合3勺	…為所領被宛行由也
76	寛文11年11月日	高2石2升5合3勺 大原村	…為所領被宛行由也
77	延宝5年12月日	高3石3斗3升6合9勺 北原村 高1斗2升6合 南新田村 高6斗7升5合2勺 牛越村 高3石2斗3升8合4勺 大木戸村 高8升7合4勺 牛来村 高8斗1升5合4勺 萱浜村 高7斗1升8合2勺 南永野村 高合8石9斗9升7合5勺	…為所領被宛行由也
78	延宝5年12月日	高1石7斗8升6合9勺 押釜村	…為所領被宛行由也
79	延宝5年12月日	(前欠) 高2石3斗7合3勺	…為所領被宛行由也

差 出	宛 名	形態	知行目録	身分
門馬八郎兵衛（重判）、福島三郎右衛門（重判）、伊藤太兵衛（重判）、脇本喜兵衛（重判）	（欠）	豎紙	有	在郷給人
門馬八郎兵衛（重判）、福島三郎右衛門（重判）、伊藤太兵衛（重判）、脇本喜兵衛（重判）、富田五右衛門（重判）、守屋図書（重判）、石川助左衛門（重判）、熊川清兵衛（重判）	斎藤宗兵衛殿	豎紙	有	在郷給人
門馬八郎兵衛（重判）、福島三郎右衛門（重判）、伊藤太兵衛（重判）、脇本喜兵衛（重判）、富田五右衛門（重判）	（欠）	豎紙		在郷給人
門馬八郎兵衛（重判）、福島三郎右衛門（重判）、伊藤太兵衛（重判）、脇本喜兵衛（重判）、富田五右衛門（重判）	（欠）	豎紙		在郷給人
門馬八郎兵衛（重判）、福島三郎右衛門（重判）、伊藤太兵衛（重判）、脇本喜兵衛（重判）、岡田五右衛門（重判）、守屋図書（重判）、石川助左衛門（重判）、熊川清兵衛（重判）	門馬長助殿	豎紙		在郷給人
門馬八郎兵衛（重判）、福嶋三郎右衛門（重判）、伊藤太兵衛（重判）、脇本喜兵衛（重判）、守屋図書（重判）、富田五右衛門（重判）、石川助左衛門（重判）、熊川清兵衛（重判）	荻宿勘之丞殿	豎紙	有	在郷給人
門馬八郎兵衛（重判）、福嶋三郎右衛門（重判）、伊藤太兵衛（重判）、脇本喜兵衛（重判）、富田五右衛門（重判）、守屋図書（重判）、石川助左衛門（重判）、熊川清兵衛（重判）	蒔田甚作殿	豎紙	有	在郷給人
門馬八郎兵衛（重判）、福嶋三郎右衛門（重判）、伊藤太兵衛（重判）、脇本善兵衛（重判）、富田五右衛門（重判）、石川助左衛門（重判）、守屋図書（重判）、熊川清兵衛（重判）	嶋三之丞殿	豎紙	有	在郷給人
門馬八郎兵衛（重判）、福嶋三郎右衛門（重判）、伊藤太兵衛（重判）、脇本喜兵衛（重判）、富田五郎右衛門（重判）、守屋図書（重判）、石川助左衛門（重判）、熊川清兵衛（重判）	門馬十郎左衛門殿	豎紙	有	在郷給人
門馬八郎兵衛（重判）、福島三郎右衛門（重判）、伊藤太兵衛（重判）、脇本喜兵衛（重判）、富田五右衛門（重判）	（欠）	—		在郷給人
門馬八郎兵衛（花押）、福嶋三郎右衛門（花押）、伊藤多左衛門（花押）、福本喜兵衛（花押）、守屋図書、富田五右衛門（花押）、石川助左衛門（花押）、熊川治兵衛	大塚助内殿	豎紙		在郷給人
門馬八郎兵衛（重判）、福島三郎右衛門（重判）、伊藤太兵衛（重判）、守屋図書（重判）、脇本喜兵衛（重判）、石川助左衛門（重判）、熊川清兵衛（重判）	相良弥右衛門殿	豎紙	有	在郷給人
富沢空兵衛（重判）、門馬権兵衛（重判）、福島三郎右衛門（重判）、西市左衛門（重判）、石川助左衛門（重判）、脇本喜兵衛（重判）、熊川清兵衛（重判）、岡田与左衛門（重判）	伏見久左衛門殿	豎紙		在郷給人
富沢空兵衛（重判）、門馬権兵衛（重判）、福島三郎右衛門（重判）、西市左衛門（重判）、石川助左衛門（重判）、脇本喜兵衛（重判）、熊川清兵衛（重判）、岡田与左衛門（重判）	牛来二兵衛殿	豎紙	有	在郷給人
富沢空兵衛（重判）、門馬権兵衛（重判）、福島三郎右衛門（重判）、熊川清兵衛（重判）、岡田与左衛門（重判）	渡部勝兵衛殿	—	有	在郷給人

No.	年号	本文内容	書止文言
		高2石3斗4升8合 高4石6斗5升5合3勺	
80	貞享4年9月28日	成田、坪田、小島田、鹿島村の内200石	…任先規令扶助之訖、全可所務者也
81	貞享4年9月28日	柚木村、酒井村の内200石	…任先規令扶助之訖、全可所務者也
82	貞享4年9月28日	上洪佐、大内、金沢村の内200石	…任先規令扶助之畢、全可所務者也
83	貞享4年9月28日	今田村の内50石	…任先規令扶助之畢、全可所務者也
84	貞享4年9月28日	日下石、深野、信田沢村の内150石	…任先規令扶助之畢、全可所務者也
85	貞享4年9月28日	深野、信田沢、大原、酒井村の内400石	…任先規令扶助之訖、全可知行者也
86	貞享4年9月28日	山下村の内、200石	…任先判令扶助訖、全可所務者也
87	貞享4年9月28日	山下、浮田、小池、小山田、角川原村の内200石	…任先規令扶助之訖、全可所務者也
88	貞享4年9月28日	坪田、大田和、川房村の内、150石	…任先判令扶助之畢、全可所務者也
89	貞享4年9月28日	山田村の内150石	…任先判令扶助之訖、全可所務者也
90	貞享4年9月28日	下羽鳥村の内150石	…任先判令扶助之訖、全可所務者也
91	貞享4年9月28日	程田村、馬場の村の内34石	…任先判令扶助之畢、全可所務者也
92	貞享4年9月28日	成田、馬場野、草野、松塚、深谷、伊丹沢、大倉、大亀、米々沢村の内1242石	…任先判令扶助之訖全可知行者也
93	貞享4年9月28日	郡山村の内250石	…任先規令扶助之訖、全可所務者也
94	貞享4年9月28日	押釜、牛越、大木戸村の内200石	…令扶助訖、全可所務者也
95	元禄4年5月日	高7石4斗8升7合3勺 深野村 高1斗1升5合5勺 信田沢村 高2石3斗3升6合 小浜村 高合9石9斗3升8合8勺	…為所領被宛行由也
96	享保9年8月5日	高4斗4升8合2勺 下太田村 高4石2斗7升2合9勺 同村の内新田 高2斗8升2合9勺 牛来の内新田 高合5石4合 内4石5斗5升5合8勺	…為知行被宛行者也
97	享保9年8月5日	下田2畝3歩 9斗9升代 高2斗7合9勺 馬場村 下田8畝15歩 同 高8斗4升1合5勺 同村の内新田 下田7畝3歩 同 高7斗2合9勺 上大田村の内新田 下田21歩 同 高6升9合3勺 大谷村 下田2反11歩 同 高2石3升6合3勺 同村内新田 下畑2反5畝29歩 4斗5升代 高1石1斗6升8合5勺 同村内新田 高合5石6合4勺 内4石7斗2升9合2勺 新田	…為知行被 宛行者也
98	享保9年8月5日	高2斗1升3合2勺 大原村 [] [] 大原村の内新田 [] [] 3勺 大谷村の[] 高合5石3升5合1勺 内4石8斗2升1合9勺 新田	…為知行被 宛行者也
99	享保9年8月5日	高2斗1升6合 山田村 高5斗5升8合 同村の内新田 高2斗6升4勺 長塚村 高2斗7升7合2勺 同村の内新田 高1石7斗7升5合4勺 新山村 高1斗8合 同村の内新田 高1斗7升2合 夫沢村 高1石7升6合 同村の内新田 高5斗1升 小人野村の内新田 高合4石9斗2升9合2勺 内2石5斗2升9合2勺 新田	…為知行被宛行者也

*『双葉町史』第3巻 近世資料（昭和61年）、『鹿島町史』第4巻 資料編3 近世（平成5年）、『原町市史』第5巻 資料編Ⅲ「近世」（平成19年）、『相馬市史』第5巻 資料編Ⅱ 近世1（令和3年）、『相馬市史』第6巻 資料編Ⅲ 近世2（平成25年）、南相馬市博物館企画展図録第30集『相馬の武士 町に住む武士・村に住む武士』（平成21年）、企画展示図録『相馬中村藩の人びと』（平成27年 福島県立博物館）、令和5年度南相馬市博物館企画展「相馬重胤の下向と奥州相馬氏」パンフレット から作成。

差 出	宛 名	形態	知行目録	身分
昌胤（花押）	大浦左衛門殿	折紙	有	府下給人
昌胤（花押）	太田清左衛門殿	折紙	有	府下給人
昌胤（花押）	佐々木久左衛門殿	折紙	有	府下給人
㊦（昌胤朱印）	鈴木文右衛門殿	折紙	有	府下給人
昌胤（花押）	山口弥五右衛門殿	折紙		府下給人
昌胤（花押）	相馬勘右衛門殿	豎紙	有	御一家
昌胤（花押）	田原口吉左衛門とのへ	折紙	有	府下給人
昌胤（花押）	志賀三左衛門とのへ	—		府下給人
昌胤（花押）	木幡市之進とのへ	折紙	有	府下給人
昌胤（花押）	木幡次郎右衛門とのへ	—	有	府下給人
昌胤（花押）	佐々木五郎兵衛とのへ	—	有	府下給人
㊦（昌胤朱印）	佐藤彦七とのへ	折紙		府下給人
昌胤（花押）	熊川左衛門とのへ	豎紙	有	府下給人
昌胤（花押）	生駒七郎右衛門とのへ	折紙		府下給人
昌胤（花押）	末永市郎兵衛とのへ	折紙	有	府下給人
門馬六兵衛（重判）、藤橋作右衛門（重判）、富沢左兵衛（重判）、谷六左衛門（重判）、岡部求馬（重判）、岡田監物（重判）	佐藤新左衛門殿	豎継紙	有	在郷給人
石川助左衛門（重判）、富田五右衛門（重判）、相馬将監（重判）	青田左衛門殿	豎紙		在郷給人
石川助左衛門（重判）、富田五右衛門（重判）、相馬将監（重判）	斎藤三之允殿	豎紙	有	在郷給人
石川助左衛門（重判）、富田五右衛門（重判）、相馬将監（重判）	才藤平蔵殿	豎紙		在郷給人
石川助左衛門（重判）、富田五右衛門（重判）、相馬将監（重判）	渡部七兵衛殿	—	有	在郷給人

南相馬市博物館研究紀要 第16号

令和8年(2026)3月31日発行

編集・発行 南相馬市博物館

〒975-0051

福島県南相馬市原町区牛来字出口194番地

TEL : 0244-23-6421

FAX : 0244-24-6933

[https : www.city.minamisoma.lg.jp](https://www.city.minamisoma.lg.jp)

E-mail : hakubutsukan@city.minamisoma.lg.jp

印刷・製本 (有)ライト印刷

〒975-0073

福島県南相馬市原町区北新田字信田370-1

TEL : 0244-22-6891

FAX : 0244-22-6804